第7期柴田町障害福祉計画第3期柴田町障害児福祉計画

令和6年度から令和8年度



令和 6 年 3 月 柴 田 町



■計画策定にあたって

この度、現行の「第6期柴田町障害福祉計画・ 第2期柴田町障害児福祉計画」が令和5年度を もって計画期間が満了となることから、近年の 障害者関連施策の動向を踏まえながら、令和6 年度から令和8年度を計画期間とする「第7期 柴田町障害福祉計画・第3期柴田町障害児福 祉計画」を策定しました。

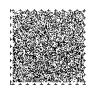
この2つの計画は障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めた令和3年度から令和8年度を計画期間とする「第3次柴田町障害者計画」に基づき、障がい者の生活を支援する福祉サービスに関する3年間の実施計画となるものです。

これらの計画に基づき、障がいのある方や障がいのある児童が地域で安心して暮らし続けられるよう、障害福祉サービスの提供や提供体制の確保に取り組み、「だれもが生きるよろこびを実感できる、自立と共生のまち柴田」の実現を目指してまいります。

本計画策定にあたり、ご尽力を賜りました策 定委員会委員をはじめ、アンケート調査やヒアリ ング調査等を通じて貴重なご意見をいただきま した町民や団体、事業者の皆様に、心からお礼 申し上げます。

令和6年3月

柴田町長 滝口 茂





目次

部		. 1
•	計画の概要	. 3
Ī	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
-		
-		
)	計画の推進と運営管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2章	障がい者の状況	15
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
<u> </u>	障がい者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
3	障がい者の雇用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
- B	障がい児の就学状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
2部	第7期柴田町障害福祉計画	29
章	障害福祉計画の数値目標	31
Ż	福祉施設入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
<u> </u>	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
; ±	地域生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
- 7	福祉施設から一般就労への移行等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
5 †	相談支援体制の充実・強化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
, ß	障害福祉サービス等の質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
2章	障害福祉計画の事業の展開	41
ß		
<u> </u>	サービス事業量見込み一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
3 E	自立支援給付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
_ <u>†</u>	地域生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
部	第3期柴田町障害児福祉計画	77
章	でいる。	79
٠.		79
	章 章 章 章	章 計画の概要 計画策定の背景・ 制度改正の内容・ 計画の位置づけ・ 計画の期間・ 計画の対象者・ 計画の推進と運営管理・ 章 障がい者の状況・ 人口の動向・ 障がい者の雇用状況・ 障がいとの就学状況・ 2部 第7期柴田町障害福祉計画・ 章 障害福祉計画の数値目標・福祉施設入所名の地域生活への移行・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・ 地域生活支援の充実・ 福祉施設入所名の地域生活への移行・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・ 地域生活支援の充実・ 福祉施設から一般就労への移行等・ 相談支援体制の充実・強化等・ 障害福祉サービス等の質の向上・ 章 障害福祉計画の事業の展開・ 障害者総合支援法に基づく給付・事業・ サービス事業量見込み一覧・ 自立支援給付事業・ 地域生活支援事業・ 3部 第3期柴田町障害児福祉計画・ 章 障害児福祉計画の数値目標・ 児童発達支援センターの設置・ 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築・ 重症心身障がい児の支援・



第2章	。 障害児福祉計画の事業の展開	84
1	児童福祉法に基づく給付・事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 84
2	障害児通所支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 85
3	障害児相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 88
資料編		. 89
	アンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	用語解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	107
3	柴田町障害者福祉計画等策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112
4	柴田町障害者福祉計画等策定委員会委員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	114
5	計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	115
6	障害者団体一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	116
7	柴田町内障害者(児)施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	117



第1部 総論





第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

本町では、令和3年3月に「第3次柴田町障害者計画・第6期柴田町障害福祉計画・第2期柴田町障害児福祉計画」を策定し、「だれもが生きるよろこびを実感できる、自立と共生のまち柴田」の基本理念のもと、障害の有無に関わらず、だれもが住みよいまちづくりの実現を目指し、障害福祉サービスの充実に努めてきました。

近年は、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の成立(令和4年5月施行)、「改正障害者差別解消法」の成立(令和6年4月1日施行)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の成立(一部を除き令和6年4月1日施行)など、障害者関連施策の更なる推進がなされるとともに、令和5年3月には、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定めることを基本理念とした「第5次障害者基本計画(令和5年度~令和9年度)」が策定されました。

また、令和5年5月に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正」について告示され、市町村及び都道府県において、令和6年度から令和8年度までの第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を作成するにあたって、即すべき事項が示されています。

この度、現行の「第6期柴田町障害福祉計画・第2期柴田町障害児福祉計画」が令和5年度をもって計画期間が満了となることから、近年の障害者関連施策の動向を踏まえながら、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第7期柴田町障害福祉計画・第3期柴田町障害児福祉計画」を策定します。



2 制度改正の内容

(1) 第5次障害者基本計画について

国の「第5次障害者基本計画」(令和5年度~令和9年度)では、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念のもと、共生社会の実現に向け、障がいのある方が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、社会的な障壁を除去するための基本的な方向が定められています。

社会情勢が変化する中、目指すべき社会の実現に向けて、11 の分野で施策の基本的な方向が定められ、各分野に共通する横断的視点として「共生社会の実現に資する取組の推進」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」「障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進」等が掲げられています。

障害者基本計画(第5次)の策定にあたっての基本的な考え方

1. 障害者基本計画(第5次)の位置づけ

位置づけ:政府が講ずる障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策の最も基本的な計画

(障害者基本法第11条第1項に基づき策定し、障害者情報アクセシビリティ・

コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定)

計画期間: 2023 年度(令和5年度)から 2027 年度 (令和9年度)までの5年間

2. 計画の背景(社会情勢の変化)

- (1) 2020 年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- ⇒大会を契機に進展した機運を一過性のものにせず、引き続きアクセシビリティの向上や心のバリアフリーの理解促進に取り組むことが必要
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- ⇒感染症拡大時を始めとした非常時には、脆弱な立場にある人々がより深刻な影響を受けることから、 障がい者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めることが求められる
- (3) 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGSの視点)
- ⇒「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は障害者基本計画の理念にも通ずるため、共生社会の 実現に向け、SDGs推進の取組とも軌を一にし、障害者施策を推進することが求められる

3. 実現を目指すべき社会

「一人ひとりの命の重さ は障害の有無によって少 しも変わることはない」 という当たり前の価値観 を国民全体で共有できる 共生社会 「誰一人取り残さない」という <u>SDGsの理念</u>とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会

デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会

障害者施策が国 民の<u>安全・安心</u> <u>や社会経済の進</u> <u>歩</u>につながるし なやかで豊かな 社会



4. 各分野に共通する横断的視点

(1)障害者権利条約の理念の尊重・	(2)共生社会の実現に資する取組の	(3)当事者本位の総合的かつ分野
整合性の確保	推進	横断的な支援
(4)障害特性等に配慮したきめ細か	(5)障がいのある女性、こども及び	(6) P D C A サイクル等を通じた
い支援	高齢者に配慮した取組の推進	実効性のある取組の推進

5. 各分野における障害者施策の基本的な方向

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び 虐待の防止

- (1)権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

2. 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 住宅の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- (4) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

3. 情報アクセシビリティの向上及び 意思疎通支援の充実

- (1)情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2)情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

4. 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4)消費者トラブルの防止及び被害からの救済

5. 行政等における配慮の充実

- (1) 司法手続等における配慮等
- (2)選挙等における配慮等
- (3) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の 促進等
- (4) 国家資格に関する配慮等

6. 保健・医療の推進

- (1)精神保健・医療の適切な提供等
- (2)保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (6)障害の原因となる疾病等の予防・治療

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の 推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障がいのあるこどもに対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に 資する機器の普及促進・研究開発及び身体 障害者補助犬の育成等
- (7)障害福祉を支える人材の育成・確保

8. 教育の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2)教育環境の整備
- (3) 高等教育における障がい学生支援の推進
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1)総合的な就労支援
- (2)経済的自立の支援
- (3)障がい者雇用の促進
- (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な 就業の機会の確保
- (5) 一般就労が困難な障がい者に対する支援

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション 活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11. 国際社会での協力・連携の推進

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進
- (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4) 障がい者の国際交流等の推進



(2) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について

国では、令和4年10月から第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、社会保障審議会障害者部会で議論を重ね、令和5年5月19日に基本指針の一部改正が告示されました。基本指針は、自治体が障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定するにあたっての基本的な方針であり、自治体は基本指針に即して、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保など、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるとされています。

令和5年5月19日に告示された基本指針では、これまでの指針で示されていた地域生活への移行や 福祉施設から一般就労への移行をはじめとした各項目についての見直しが行われ、障がい者等に対す る虐待の防止や、よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定、障がい者による情 報の取得利用・意思疎通の推進等について示されています。

【基本方針の見直しの主なポイント】

※都道府県レベルでの内容は()表記

 ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 ・ 登度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応 ・ 強度行動障害を有する者への支援体制の充実 ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実 ②精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築 ・ 精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性(都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定) ・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定・ ・		
 ・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性(都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定) ③福祉施設から一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応・地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組 ・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援・地域におけるインクルージョンの推進(都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定)(都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定)・地方公共団体における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定)・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定 	の移行、地域生活の継続	・強度行動障害を有する者への支援体制の充実・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
への移行等	地域包括ケアシステム	重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
供体制の計画的な構築県における広域的見地からの支援・地域におけるインクルージョンの推進(都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定)(都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定)・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定		・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応・地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共
成果目標に設定		県における広域的見地からの支援 ・地域におけるインクルージョンの推進 (都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する 体制の確保等について成果目標に設定) (都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に 設定) ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築に ついて成果目標に設定 ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について



⑤発達障害等支援の一層 の充実	・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進 ・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
⑥地域における相談支援 体制の充実・強化	・基幹相談センターの設置及び基幹相談センターによる相談支援体制の充実・ 強化等に向けた取組の推進 ・地域づくりに向けた協議会の活性化
⑦障がい者等に対する 虐待の防止	・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の 配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携 の推進
⑧地域共生社会の実現に 向けた取組	・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画と の連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進
⑨障害福祉サービスの質の確保	・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実 (都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービ ス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施)
⑩障害福祉人材の確保・ 定着	・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に 追加
⑪よりきめ細かい地域ニ ーズを踏まえた障害 (児)福祉計画の策定	・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進 ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
②障がい者による情報の 取得利用・意思疎通の推 進	・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新 設
③障害者総合支援法に基 づく難病患者への支援 の明確化	・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等から の意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭その他:地方分権提案に 対する対応	・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化



【障害福祉サービス等に係る成果目標】

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

【施設入所者の地域生活への移行】

・令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行

【施設入所者数の削減】

・令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】

·平均 325.3 日以上(都道府県)

【精神病床における1年以上長期入院患者数】

・65 歳未満、65 歳以上それぞれの目標値を国が提示する推定式により設定(都道府県)

【精神病床における早期退院率】

・入院後3カ月時点の退院率を68.9%以上、6カ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上(都道府県)

③地域生活支援の充実

- ・各市町村に地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する 一部新規
- ・各市町村又は各圏域で、強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める 新規

④福祉施設から一般就労への移行等

【一般就労移行者の増加】

・令和3年度実績の1.28倍以上

(就労移行支援:1.31 倍以上、就労継続支援 A 型:1.29 倍以上、就労継続支援 B 型:1.28 倍以上)

- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上に 新規
- ・地域の就労支援ネットワークを強化し、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会(就労支援部会)等を 設けて取組を推進(都道府県) 新規

【就労定着支援事業利用者の増加】

- ・令和3年度実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上に



【障害福祉サービス等に係る成果目標】

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

【児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容の推進】

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置(圏域設置も可)
- ・全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築

【難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築】

- ・難聴児の支援を総合的に推進するための計画を策定(都道府県) 新規
- ・難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保するとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制を構築 (都道府県・政令市)

【重症心身障がい児を支援する事業所の確保】

・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1 カ所以上確保(圏域確保も可)

【医療的ケア児支援センター及び医療的ケア児等支援のための協議の場の設置】

- ・医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置する(都道府県) 新規
- ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等 に関するコーディネーターを配置する(圏域設置も可)

【障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置】

・障害児入所施設に入所している児童が、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整に係る協議の場の 設置(**都道府県・政令市**) 新規

6相談支援体制の充実・強化

- ・各市町村で基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施 する体制を確保
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 新規

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築

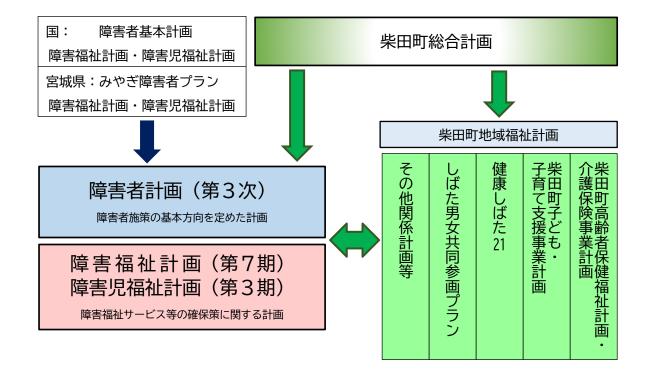


3 計画の位置づけ

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障害者施策の基本的方向について定める計画、障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき、障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、障害者通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画です。

「第7期柴田町障害福祉計画」及び「第3期柴田町障害児福祉計画」は、上位計画である「柴田町総合計画」及び「第3次柴田町障害者計画」のほか、その他の福祉関連計画や県の計画との整合性を図りながら策定します。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
	(第11条第3項)	(第88条第1項)	(第33条の20第1項)
	障害者施策の基本的方向に	障害福祉サービス等の見込み	障害児通所支援等の提供体制と
内容	ついて定める計画	とその確保策を定める計画	その確保策を定める計画
		(3年1期)	(3年1期)





(1) 障害者施策と介護保険制度との関係

障害者施策と介護保険制度には、似通ったサービスが数多くあります。

共通するサービスについて、65歳以上の高齢の障がい者や、特定疾患(脳血栓疾患など)に起因する40~64歳の障がい者に対しては、介護保険制度が優先されます。介護保険の保険給付にないサービスや、介護保険だけでは対応できないサービスについては、障害者施策で実施されます。

(2) 障害者施策と子ども・子育て支援事業との関係

障がい児については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第2条第2項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。

同法に基づき、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であることから、障害児施策は、子ども・子育て支援事業計画との整合・連携を図るものとします。

4 計画の期間

「第7期柴田町障害福祉計画」及び「第3期柴田町障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として策定します。

平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
第2次障害者計画			第3次障害者計画							
第5期障害福祉計画			第6	期障害福祉	第7	第7期障害福祉計画				
第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画				



5 計画の対象者

「障害者計画」は、障がい者だけでなくすべての町民を対象とした計画であるのに対し、「障害福祉計画」は自立支援給付事業、地域生活支援事業を受ける障がい者を対象とします。

なお、これらの計画における「障がい者」という用語については、障害者基本法第2条で定められていることから、身体障害、知的障害、精神障害があるために継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けている人を総称することとします。

また、平成22年の障害者自立支援法の改正により高次脳機能障害、発達障害も障がい者の範囲に 含まれ、難病患者についても、平成25年の障害者総合支援法により障がい者の範囲に加えられていま す。

■計画の対象者

- ●身体障害者手帳所持者
- ●療育手帳所持者
- ●精神障害者保健福祉手帳所持者、通院公費制度利用者
- ●難病患者
- ●手帳未取得、福祉制度未利用の精神障がい者 (発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人)

障がいのない人

障害福祉計画・障害児福祉計画の対象者

障害者計画の対象者



6 計画の推進と運営管理

(1)計画の推進体制

障がい者が自らの選択によって住み慣れた地域で必要な福祉サービスを受けながら自立した生活を送り、社会参加をより一層進めていくためには、行政をはじめ、様々な関係機関が相互に連携を図って対応していくことが重要です。

本計画の推進にあたっては、関係各課との連携をさらに図っていくとともに、障がい者本人やその家族、障害福祉関係機関のニーズと実態を把握し、福祉、保健、医療、労働、教育等の関係団体、サービス事業者等との連携を強化しつつ、計画の円滑な推進を図ります。

(2) サービスの質の向上

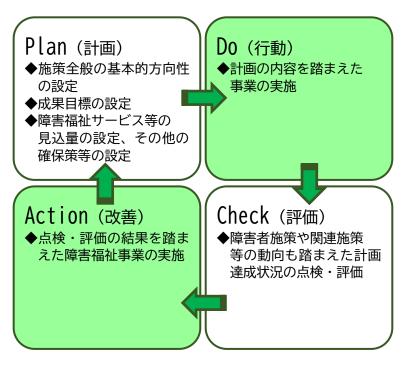
サービスの質の向上に向け、県や近隣自治体、関係機関との連携を通じ、計画を推進していく上で不可欠な従事者の確保に努めます。また、事業所スタッフの研修会への参加促進など、障がい者に関わる専門従事者の専門性の向上を図ります。

苦情処理については、体制の積極的な周知を進めるとともに、困難事例の解決に向けた体制作りを 推進します。

(3)計画の点検と評価

計画の推進にあたり、成果目標及び活動指標については、計画の中間評価として、年1回その実績を 把握し、分析・評価を実施します。障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、必要があれば適宜見 直しを行います。

■PDCAサイクルのイメージ





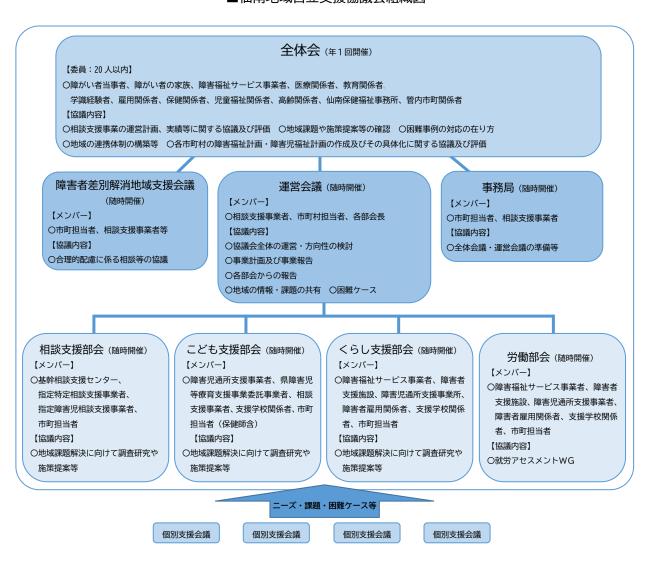
(4) 仙南地域自立支援協議会の連携の強化

障がい者の生活支援ニーズと実際のサービスを結びつけるためには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。

本町では、障がい者に関する関係者の支援ネットワーク構築の中核的役割を果たす機関である「仙南地域自立支援協議会」において、情報共有や連絡調整、困難事例の検討を随時行っています。

今後も、町、指定相談支援事業者、サービス事業者はもとより、雇用分野、教育分野などの関係者で支援ネットワークを構築していきます。

■仙南地域自立支援協議会組織図





第2章 障がい者の状況

1 人口の動向

柴田町の総人口は令和4年12月末時点で36,972人となっており、平成30年からの5年間で984人(2.6%)減少しています。

年齢3区分別人口比率をみると、年少人口比率と生産年齢人口比率は減少傾向で推移しており、令和4年ではそれぞれ11.1%、58.0%となっています。一方、令和4年の老年人口比率(高齢化率)は30.9%と、平成30年の28.9%から5年間で2.0ポイント増加しており、更なる高齢化の進行がみられます。

世帯数は、令和4年は16,244世帯と、平成30年の15,768世帯から476世帯(3.0%)増加しています。1世帯当たりの人数は、2.4人から2.3人へと減少しており、今後も核家族化の進行が見込まれます。

■人口・世帯数・世帯人数の推移

(単位:人、世帯、世帯当たり人数)

区分		平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総人口		37,956	37, 597	37, 598	37, 267	36,972
	年少人口(0~14歳)	4, 565	4, 403	4, 369	4, 276	4, 114
	生産年齢人口(15~64歳)	22, 431	22,059	21,903	21,605	21,450
	老年人口(65 歳以上)	10,960	11, 135	11,326	11,386	11,408
世帯数		15,768	15,836	16,018	16, 113	16, 244
1	世帯当たり人数	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3

出典:住民基本台帳(各年12月31日)

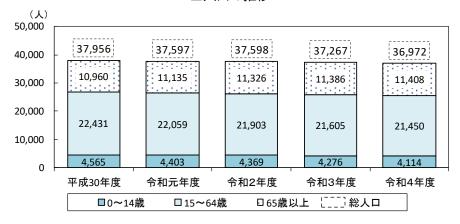
■年齢3区分別人口比率

(単位:%)

区分	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
年少人口比率	12.0	11.7	11.6	11.5	11.1
生産年齢人口比率	59.1	58.7	58.3	58.0	58.0
老年人口比率(高齢化率)	28.9	29.6	30.1	30.6	30.9

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

■人口の推移





2 障がい者の状況

(1)障がい者の状況

令和4年度の障害者手帳所持者数は1,985人(身体障がい者:1,286人、知的障がい者:399人、精神障がい者:300人)と、令和2年度の1,938人から47人(2.4%)増加しています。

知的障がい者は令和2年度から31人(8.4%)増加しており、特に18歳未満は令和2年度の74人から26人(35.1%)増加して100人となっています。

精神障がい者は全年代で増加しており、令和2年度から46人(18.1%)増加しています。

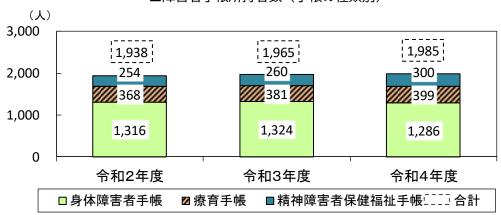
■障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

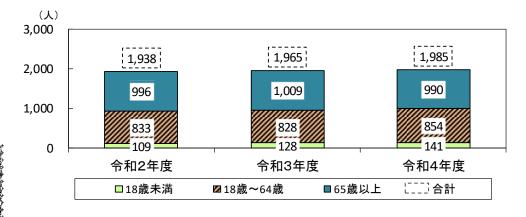
ᅜᄼ	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
区分	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
18 歳未満	31	74	4	31	94	3	33	100	8
18~64 歳	363	260	210	357	256	215	340	268	246
65 歳以上	922	34	40	936	31	42	913	31	46
合 計	1,316	368	254	1,324	381	260	1, 286	399	300
全 体			1,938			1, 965			1,985

出典:福祉課(各年度末現在)

■障害者手帳所持者数(手帳の種類別)



■障害者手帳所持者数(年齢別)





(2)身体障がい者

令和4年度の身体障害者手帳所持者数は1,286人(18歳未満:33人、18~64歳:340人、65歳以上:913人)と、令和2年度の1,316人から30人(2.3%)減少しています。

年齢別の構成比をみると、令和4年度は65歳以上が71.0%となっており、身体障がい者の多くは高齢者となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移(年齢別)

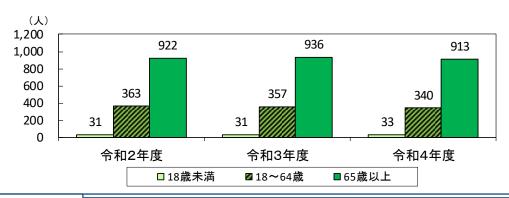
(単位:人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
18 歳未満		31	31	33
18~64 歳		363	357	340
65 歳以上		922	936	913
合	計	1,316	1, 324	1,286
構	18 歳未満	2.4	2.3	2.6
構成比	18~64 歳	27.6	27.0	26. 4
%	65 歳以上	70.1	70.7	71.0
0	合 計	100.1	100.0	100.0

出典:福祉課(各年度末現在)

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

■身体障害者手帳所持者数(年齢別)



COLUMN

~障害者手帳について~

●身体障害者手帳

視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく・肢体(手足)・心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫機能に一定以上の永続する障がいのある人が対象です。障害の程度は重い方から順に 1 級から 6 級まであります。

●療育手帳

18 歳未満の方は児童相談所、18 歳以上の方はリハビリテーション支援センターにおいて、知的 障害があると判定された方が対象です。障がいの程度は A (重度)、B (中・軽度)です。

●精神障害者保健福祉手帳

精神疾患をお持ちの方のうち、精神障害のため長期にわたり、日常生活 又は社会生活に制限のある方が対象です。障害の程度は1級~3級まであります。



等級別でみると、4級と5級以外は令和2年度から減少しています。

4級は65歳以上で令和2年度から12人(5.4%)増加しており、5級は18~64歳で令和2年度から1人(3.6%)増加、65歳以上で6人(8.3%)増加しています。

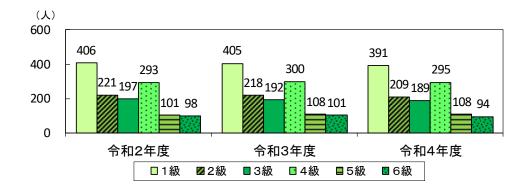
■身体障害者手帳所持者数の推移(等級別)

(単位:人)

	令和2年度		令和3年度			令和4年度			
区分	18 歳 未満	18~ 64 歳	65 歳 以上	18 歳 未満	18~ 64 歳	65 歳 以上	18 歳 未満	18~ 64 歳	65 歳 以上
1級	13	116	277	14	110	281	15	110	266
2級	10	72	139	10	72	136	9	70	130
3級	5	51	141	4	52	136	5	48	136
4級	1	70	222	2	67	231	3	58	234
5級	1	28	72	0	30	78	1	29	78
6級	1	26	71	1	26	74	0	25	69
合 計	31	363	922	31	357	936	33	340	913
全 体			1, 316			1, 324			1,286

出典:福祉課(各年度末現在)

■身体障害者手帳所持者数(等級別)





障害の種類別にみると、各年度とも肢体不自由が最も多く、令和4年度は638人(18歳未満:23人、18~64歳:181人、65歳以上:434人)となっていますが、令和2年度からの推移をみると、令和2年度の671人から33人(4.9%)減少しています。

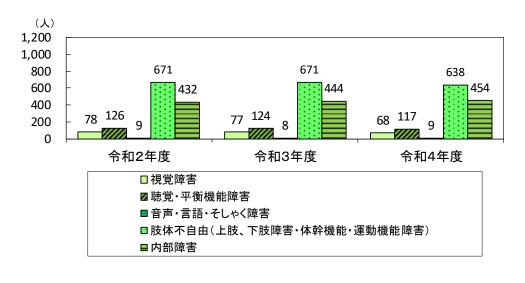
■身体障害者手帳所持者数の推移(障害の種類別)

(単位:人)

			令和2年度		,	令和3年度			令和4年度	:
区分		18 歳 未満	18~ 64 歳	65 歳 以上	18 歳 未満	18~ 64 歳	65 歳 以上	18 歳 未満	18~ 64 歳	65 歳 以上
視	覚障害	1	23	54	1	24	52	1	20	47
聴	覚・平衡機能障害	2	36	88	2	35	87	2	33	82
	声・言語・ しゃく障害	0	1	8	0	1	7	0	1	8
下機	体不自由(上肢、 肢障害・体幹 能・運動機能 害)	25	206	440	24	201	446	23	181	434
内	部障害	3	97	332	4	96	344	7	105	342
	心臓機能障害	1	39	171	1	39	174	1	40	179
	呼吸機能障害	1	2	19	1	2	20	2	2	23
	膀胱・直腸・ 小腸等の障害	1	20	59	2	20	66	3	20	64
	腎臓機能障害	0	30	79	0	29	82	0	35	74
	免疫機能障害	0	5	0	0	5	0	0	5	0
	肝臓機能障害	0	1	4	0	1	2	1	3	2
合	計	31	363	922	31	357	936	33	340	913
全	体			1,316			1,324			1, 286

出典:福祉課(各年度末現在)

■身体障害者手帳所持者数(障害の種類別)





(3) 知的障がい者

令和4年度の療育手帳所持者数は399人(18歳未満:100人、18~64歳:268人、65歳以上:31人)と、令和2年度の368人から31人(8.4%)増加しています。

年齢別でみると、18歳未満が特に増加しており、令和2年度の74人から26人(35.1%)増加して100人となっています。

■療育手帳所持者数の推移(年齢別)

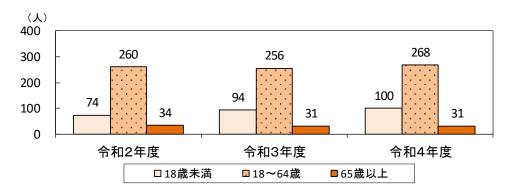
(単位:人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
18 歳未満		74	94	100	
18~	-64 歳	260	256	268	
65 歳以上		34	31	31	
合	計	368	381	399	
構	18 歳未満	20.1	24.7	25. 1	
構成比	18~64 歳	70.7	67.2	67.2	
%	65 歳以上	9.2	8.1	7.8	
	合 計	100.0	100.0	100.1	

出典:福祉課(各年度末現在)

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

■療育手帳所持者数(年齢別)





程度別でみると、中・軽度では令和4年度は令和2年度の227人から24人(10.6%)増加して251 人となっています。

■療育手帳所持者数の推移(程度別)

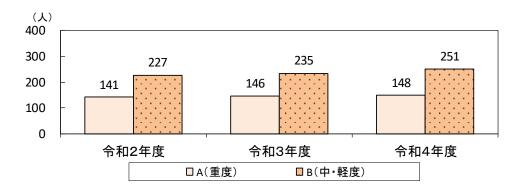
(単位:人)

区分		,	令和2年度	:	令和3年度			令和4年度		
		18 歳 未満	18~ 64 歳	65 歳 以上	18 歳 未満	18~ 64 歳	65 歳 以上	18 歳 未満	18~ 64 歳	65 歳 以上
Α	(重度)	15	109	17	22	108	16	22	110	16
В	(中・軽度)	59	151	17	72	148	15	78	158	15
合	計	74	260	260 34		256	31	100	268	31
全	体			368	368 381			399		
構成比	A(重度)	20.3	41.9	50.0	23.4	42.2	51.6	22.0	41.0	51.6
	B(中・軽度)	79.7	58.1	50.0	76.6	57.8	48.4	78.0	59.0	48.4
%	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典:福祉課(各年度末現在)

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

■療育手帳所持者数(程度別)





(4)精神障がい者

令和4年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は300人で、令和2年度の254人から46人(18.1%)増加しています。

年齢別でみると、全年代で令和2年度から増加しており、等級別では2級が165人と最も多くなっています。

令和4年度の精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、高次脳機能障害は12人、発達障害は8人となっています。

また、自立支援医療(精神通院医療)受給者数は、令和4年度は646人で、令和2年度の617人から29人(4.7%)増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級・年齢別)

(単位:人)

	•	令和2年度	:	*	令和3年度	:		令和4年度	:
区分	18 歳 未満	18~ 64 歳	65 歳 以上	18 歳 未満	18~ 64 歳	65 歳 以上	18 歳 未満	18~ 64 歳	65 歳 以上
1級	1	16	18	1	17	18	0	23	18
2級	1	131	18	1	132	20	2	140	23
3級	2	63	4	1	66	4	6	83	5
合 計	4	210	40	3	215	42	8	246	46
全 体			254			260			300
うち高次脳機能障害	0	11	1	0	11	1	0	11	1
合 計			12			12			12
うち発達障害	2	8	0	0	8	0	0	8	0
合 計			10			8			8

出典:福祉課(各年度末現在)

■自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移

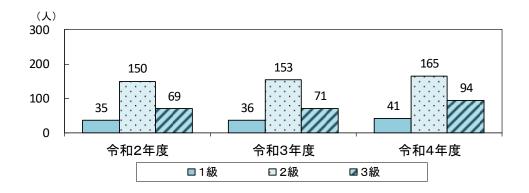
(単位:人)

				(十四・八)	
区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
18 歳未満		11	12	13	
18~	-64 歳	498	515	525	
65 歳以上		108	110	108	
合 計		617	637	646	
構	18 歳未満	1.8	1.9	2.0	
構成比	18~64 歳	80.7	80.8	81.3	
%	65 歳以上	17.5	17.3	16.7	
	合 計	100.0	100.0	100.0	

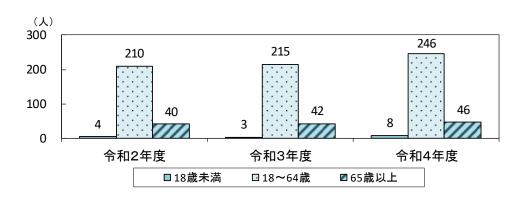
出典:福祉課(各年度末現在)※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。



■精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)



■精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢別)



(5) 難病患者

難病のうち医療給付対象として指定されている指定難病は、令和3年11月1日に5疾病が追加され、 現在は338疾病が指定されています。

令和4年度の本町で把握可能な指定難病患者数は292人、小児慢性特定疾病患者数は44人となっています。

■指定難病患者数・小児慢性特定疾病患者数の推移

(単位:人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定難病患者数	322	293	292
小児慢性特定疾病患者数	49	44	44
合 計	371	337	336

出典:仙南保健福祉事務所(各年度末現在)



3 障がい者の雇用状況

(1)雇用・就労状況

民間企業における障がい者の雇用・就労状況をみると、令和4年度の本町の実雇用率は3.22%と、 宮城県の実雇用率2.21%を上回っています。

■民間企業における雇用状況の推移

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
企業数(件)	48	57	54	
常用雇用労働者数(人)	10,844	12, 352	13,016	
算定基礎労働者数(人)	10,380	11,789	12,530	
障がい者数(人)	223	350	403	
達成企業数(件)	33	36	35	
実雇用率(%)	2.15	2. 97	3. 22	
参考)宮城県実雇用率(%)	2. 17	2. 21	2. 21	
参考)全国実雇用率(%)	2.15	2. 20	2. 25	

出典:ハローワーク大河原(各年度6月1日現在)

(2) 柴田町職員における雇用状況

柴田町職員の雇用状況の推移をみると、令和4年度の障がい者数は3人で、実雇用率は0.82%となっており、法定雇用率に達していない状況です。

■柴田町職員の雇用状況の推移

	区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
雇	法定雇用障害者の基 礎となる職員数(人)	324. 5	346. 5	366.5	
雇用状況	障がい者数(人)	2.0	2.0	3.0	
<i>1)</i> L	実雇用率(%)	0.62	0.58	0.82	

出典:宮城労働局(各年6月1日現在)

※地方公共団体における令和2年の法定雇用率は2.5%、令和3年からは2.6%。

※本町は平成26年から柴田町教育委員会と特例認定を受けている。



(3)福祉的就労状況

福祉的就労状況の推移をみると、令和4年度は178人と、令和2年度の147人から31人(21.1%)増加しています。就労移行支援はほぼ横ばい、就労継続支援A及び就労継続支援Bは増加傾向となっています。

■福祉的就労状況の推移

(単位:人)

	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
総数		147	156	178	
	就労移行支援	8	7	9	
	就労継続支援(A型)	28	35	40	
	就労継続支援(B型)	111	114	129	

出典:福祉課(各年度末現在)

COLUMN

~ ヘルプカード・ヘルプマークついて ~

●ヘルプカード

障がいのある方などがまちに出たときに、予想もしていなかった場所で、思わぬ困り事が起こる事があります。そんなとき、周りの人に手助けしてほしいことを「うまく伝えられない」ということがあります。

そんなとき、ヘルプカードは「手助けが必要な 人」と「手助けする人」をつなぐ役割を果たしま す。



●ヘルプマーク

援助や配慮が必要なことを周囲の人に知らせるためのマークです。 ストラップとして鞄に下げるなどして利用できます。 東京都が最初に作成し、全国的に広がりを見せています。



区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
18 歳未満	7	7	7	
18 歳以上	47	56	43	
合 計	54	63	50	

出典:福祉課(各年度末現在) ※町外者への交付を含む





4 障がい児の就学状況

(1)特別支援学級の状況

小学校・中学校の特別支援学級の状況をみると、令和5年度の特別支援学級に通う小学生及び中学生の数は令和3年度からほぼ横ばいとなっています。内訳をみると、小学校では「知的障害」「弱視」のある児童が、中学校では「肢体不自由」「情緒障害」のある生徒が令和3年度から若干増加しています。

■小学校特別支援学級の状況

(単位:人、学級)

		令和3	3年度	令和4	4年度	令和 5	5年度
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
総	数	50	19	46	16	48	17
	知的障害	24	6	22	5	27	6
	肢体不自由	3	3	2	2	1	1
	病弱	1	1	1	1	0	0
	難聴	3	3	3	3	2	2
	言語障害	0	0	0	0	0	0
	情緒障害	18	5	17	4	16	6
	弱視	1	1	1	1	2	2

出典:教育総務課(各年度末現在) ※令和5年度は5月1日現在

■中学校特別支援学級の状況

(単位:人、学級)

		令和3	3年度	令和4	1年度	令和 5	5年度
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
総	数	24	8	24	9	25	10
	知的障害	12	3	11	3	7	3
	肢体不自由	0	0	1	1	3	2
	病弱	3	2	2	2	2	2
	難聴	0	0	0	0	0	0
	言語障害	0	0	0	0	0	0
	情緒障害	9	3	10	3	13	3
	弱視	0	0	0	0	0	0

出典:教育総務課(各年度末現在) ※令和5年度は5月1日現在



(2) 支援学校等への通学者

障がい児の支援学校等への通学者をみると、令和3年度から減少傾向にあり、令和5年度は51人が 通学しています。

■支援学校の柴田町児童・生徒の在学状況の推移

(単位:人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援学校通学児童・生徒総数		58	53	51
角	田支援学校(知的・精神)	40	37	37
	小学部	14	15	11
	中学部	8	6	10
	高等部	18	16	16
船)岡支援学校(身体) 	18	16	14
	小学部	4	5	4
	中学部	5	3	3
	高等部	9	8	7

出典:角田支援学校、船岡支援学校(各年度5月1日現在)



(3)「柴田すこやかファイル」~支援を必要とするお子さんの成長記録~

発達障害を含む障がいのある子どもについて、教育、保健、福祉、医療等の関係者が連携しながら、 乳幼児期から就労期まで一貫して継続的な支援ができるよう、本町ではサポートファイルを活用した障 害児支援体制の構築を進めています。平成28年11月から「柴田すこやかファイル」として、希望者に配 付しています。

「柴田すこやかファイル」は基本的に、保護者が子どもの成長の様子や個性、学校等で配慮してもらいたいことなどを記入して使用します。医療機関や教育機関から渡された各種資料を綴じることもできます。

このファイルを利用することによって、保護者が関係機関等に何度も同じ説明を繰り返さなければならないという負担が軽減されるほか、ファイルを見ながら話しあうことでお互いに必要な情報が共有され、障がいのある子どもがより良い支援を受けられるというメリットがあります。

支援を必要とする子どもの成長記録として、また子育てツールの1つとして役立てていただけるよう、 今後も周知に努めていきます。

■「柴田すこやかファイル」の内容

記録の種類	記入内容	
基本シート「プロフィール」	お子さんの状況やご家族のことなど基本的な情報	
健診・相談・医療の記録	育ちに関する情報、乳幼児健診の結果、関係機関への相談や内容	
就学前の記録(幼稚園・保育所		
などの記録)	幼児期、学齢期のお子さんの生活や学習の様子など	
在学中の記録(小学校・中学校・	(年1枚、必要時記入)	
高校の記録)		
卒業後の記録	お子さんの希望や保護者の願い、就労の様子	
SOSシート	緊急時やお子さんを急に預ける時などのためにあらかじめ記入	

(単位:冊数)

■ファイルの配付状況

配付方法	令和2年度	令和3年度	令和4年度
役場に来庁	5	5	2
学校経由	2	0	0
幼稚園経由	0	0	0
保育所等経由	7	9	4
訪問や面接	2	29	15
乳幼児健診	0	0	0
合 計	16	43	21

出典:福祉課(各年度末現在)

■ファイル表紙





第2部 第7期柴田町障害福祉計画





第1章 障害福祉計画の数値目標

「第7期柴田町障害福祉計画」は「第3次柴田町障害者計画」の基本理念である「誰もが生きるよろこびを実感できる、自立と共生のまち柴田」の実現を目指し、国が定める「基本指針」に基づき、障がい者の自立や施設入所者の地域生活への移行及び就労支援などに関する令和8年度末における数値目標を以下のとおり設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

前回計画における数値目標と実績は次の通りです。

【前回計画の数値目標】

項目	数値目標	備考
計画当初時点の入所者数(A)	35 人	令和元年度末時点
計画目標年度の入所者数(B)	34人	令和5年度末時点
削減入所者数(見込み)(C)	1人	A-Bの人数 令和元年度末時点の施設入所者の 1.6%以上を削減(国)
計画期間内に入所から地域生活に 移行する人数の目標(D)	3人	計画当初の施設入所者のうち、グループホーム、福祉ホーム、一般住居などへ移行する人数 令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行(国)

【実績】

計画期間内に入所から地域生活に	0人	計画当初の施設入所者のうち、グループホーム、福祉ホ
移行した人数(D)		ーム、一般住居などへ移行した人数

福祉施設入所者の地域移行を促進するにあたっては、移行を希望する人が安心して施設から地域に移り、生活できるよう、グループホームなど、住まいの整備をはじめ、地域住民の理解や協力が必要です。

本町ではこれまでの実績や地域の実状を踏まえ、令和8年度末の削減入所者数と地域生活移行者数を次のとおり設定します。

【第7期計画の数値目標】

項目	数値目標	備考
計画当初時点の入所者数(A)	33 人	令和4年度末時点
計画目標年度の入所者数(B)	31人	令和8年度末時点
削減入所者数(見込み)(C)	2人	A-Bの人数 令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減(国)
計画期間内に入所から地域生活に 2人 福祉ホーム、一般住居などへ移行する人数		令和4年度末時点の施設入所者のうち、グループホーム、 福祉ホーム、一般住居などへ移行する人数 令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を 地域生活へ移行(国)

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

前回計画における数値目標と実績は次の通りです。

【前回計画の数値目標】

	項目	数値目標	備考
保健・医療	開催回数	年1回	
及び福祉関係者による	関係者ごとの 参加者数	各1人	
協議の場	目標設定・評価の 実施回数	年1回	

【実績】

保健、医療	開催回数	年1回	
保健・医療及び福祉関係者による	関係者ごとの 参加者数	計7人(各2人程度)	保健、医療 (精神科及び精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者のうち、保健、福祉、介護の関係者が参加
協議の場	目標設定・評価の 実施回数	年1回	

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、障害保健福祉圏域ごとの保健・ 医療・福祉関係者が連携した協議の場を設け、精神障がいのある方も地域の一員として、安心し て自分らしい暮らしをすることができるよう支援体制を検討してきました。

本町においては、令和5年度に健康推進課が主体となり「柴田町精神保健福祉連携会議」を設定し、情報共有等を行いました。引き続き関係機関による情報共有・連携を行い、支援体制を整備していきます。

項目		数値目標			/# . *
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
	開催回数	2回	2回	2回	
保健・医療 及び福祉関 係者による 協議の場	関係者ごとの 参加者数	計6人 (各2人 程度)	計6人 (各2人 程度)	計6人 (各2人 程度)	保健、医療(精神科及び精神科以 外の医療機関別)、福祉、介護、当 事者、家族等の関係者のうち、保 健、福祉、介護の関係者が参加
	目標設定・評価の 実施回数	1 📵	1 🗇	1 🗇	



3 地域生活支援の充実

前回計画における数値目標と実績は次の通りです。

【前回計画の数値目標】

項目	数値目標	備考
地域生活支援拠点が有する機能の 充実に向けた検証及び検討の実施 回数	年3回	年1回以上
【実績】		

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、自立などに関する相談やグループホームへの入居等の体験機会や場の提供、緊急時の受け入れ体制の確保、人材の確保・養成、サービスを提供できる地域の体制づくりを行う機能を担う体制が必要とされています。

本町では地域生活支援拠点について、仙南地域自立支援協議会で調整のうえ、令和2年度から 基幹相談支援センター等相談機能強化事業の一つとして実施しており、効果的な支援体制の構築 に向け、緊急事態が発生した場合の短期入所の利用調整や短期入所事業所への支援、地域生活へ の移行に向けたグループホームの体験支援等を行うコーディネーターを1人配置しています。

必要な機能の強化・充実を図るため、年4回、運用状況の検証・検討を行うことを目標とします。

また、特別な支援を必要とする強度行動障害を持つ方も地域で安心して暮らせるよう、体制の 整備を進めていきます。

項目	数値目標	備考
コーディネーターの配置等による 効果的な支援体制及び緊急時の連 絡体制の構築	1人	コーディネーターの配置人数
地域生活支援拠点が有する機能の 充実に向け、支援の実績等を踏ま えた検証及び検討の実施回数	年4回	年1回以上
強度行動障害を有する者に関し、 各市町村又は圏域において支援ニ ーズを把握し、支援体制整備を推 進	整備を図る	



4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労への移行

前回計画における数値目標と実績は次の通りです。

【前回計画の数値目標】

	項目	数値目標	備考
	画当初時点の 間一般就労移行者数	8人	令和元年度時点
	就労移行支援	6人	令和元年度時点
	就労継続支援A型	1人	令和元年度時点
	就労継続支援B型	1人	令和元年度時点
-	画目標年度の 間一般就労移行者数	12人	令和5年度末時点 令和元年度の一般就労への移行実績の1.27 倍以上
	就労移行支援	8人	令和5年度末時点 令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上
	就労継続支援A型	2人	令和5年度末時点 令和元年度の一般就労への移行実績の1.26 倍以上
	就労継続支援B型	2人	令和5年度末時点 令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上

【実績】

和5年度の 間一般就労移行者数	4人	
就労移行支援	4人	
就労継続支援A型	0人	
就労継続支援B型	0人	

福祉施設から一般就労への移行者数について、令和5年度は4人となっています。一般就労希望者への継続した支援が今後も必要です。

障がいのある方の一般就労の促進にあたっては、法改正による障がい者雇用の法定雇用率引き上げや、精神障がい者雇用の義務化などが進められています。障がいのある方が可能な限り一般企業で就労し、経済的な自立や継続的な職業生活を維持できるよう、関係機関と連携した支援が必要です。



本町ではこれまでの実績や地域の実状を踏まえ、令和8年度における福祉施設から一般就労への 移行者数を次のとおり設定します。

【第7期計画の数値目標】

項目	数値目標	備考
画当初時点の 間一般就労移行者数	5人	令和3年度時点
就労移行支援	3人	令和3年度時点
就労継続支援A型	1人	令和3年度時点
就労継続支援B型	1人	令和3年度時点
画目標年度の 間一般就労移行者数	8人	令和8年度末時点 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上
就労移行支援	4人	令和8年度末時点 令和3年度の一般就労への移行実績の1.31 倍以上
就労継続支援A型	2人	令和8年度末時点 令和3年度の一般就労への移行実績の1.29 倍以上
就労継続支援B型	2人	令和8年度末時点 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上

(2) 雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築

障がいのある方の就労支援にあたっては、福祉施設やハローワーク等の関係機関との情報共有、連携が不可欠です。本町においては、仙南圏域の2市7町と連携し協議会を設置しており、引き続き地域の就労支援ネットワーク強化を推進していきます。

項目	数値目標	備考
協議会(就労支援部会)等の設置	圏域にて 設置済み	



(3) 就労定着支援事業の利用

前回計画における数値目標と実績は次の通りです。

【前回計画の数値目標】

項目	数値目標	備考
就労移行支援事業等を通じて一般 就労へ移行する者のうち就労定着 支援事業を利用する者の割合	70%	令和5年度末時点 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のう ち、7割以上が就労定着支援事業を利用する(国)
【実績】		
就労移行支援事業等を通じて一般 就労へ移行した者のうち就労定着 支援事業を利用した者の割合	50%	令和5年度末時点の就労移行支援事業等を通じて一般就 労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の 割合

本町ではこれまでの実績や地域の実状を踏まえ、令和8年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数を次のとおり設定します。

項目	数値目標	備考
計画当初時点の就労定着支援事業 利用者数 5人		令和3年度末時点
計画目標年度の就労定着支援事業 利用者数	7人	令和8年度末時点 令和3年度末実績の1.41倍以上



(4) 就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所の割合

前回計画における数値目標と実績は次の通りです。

【前回計画の数値目標】

項目	数値目標	備考			
就労定着率が8割以上の 事業所割合	70%	令和5年度末時点 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業 所を全体の7割以上(国)			
【実績】					
就労定着率が8割以上の 事業所割合	-				

本町ではこれまでの実績や地域の実状を踏まえ、令和8年度における就労移行支援事業利用者のうち、5割以上が一般就労へ移行する事業所の割合を次のとおり設定します。

なお、就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合については、本町内に就労定着 支援事業所がない現状であることから、令和8年度における目標値は設定しないこととします。

項目	数値目標	備考
一般就労移行率5割以上の事業所 の割合	50%	令和8年度末時点 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行し た者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合5割 以上(国)
就労定着率7割以上の事業所の 割合	-	令和8年度末時点 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7 割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上 (国) ※就労定着支援事業所がないため目標未設定



5 相談支援体制の充実・強化等

前回計画における数値目標と実績は次の通りです。

【前回計画の数値目標】

項目	数値目標	備考
総合的・専門的な相談支援の実施	有	
地域の相談支援事業者に対する 訪問等による専門的な指導・助言	1件	
地域の相談支援事業者の人材育成 のための支援	1件	
地域の相談支援機関との連携強化 の取組の実施	1 🛽	
【実績】		
総合的・専門的な相談支援の実施	有	

総合的・専門的な相談支援の実施	有	
地域の相談支援事業者に対する 訪問等による専門的な指導・助言	1件	
地域の相談支援事業者の人材育成 のための支援	1件	
地域の相談支援機関との連携強化 の取組の実施	7回	



国の指針では、障がいのある方に対する総合的・専門的な相談支援を実施することや地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することが掲げられています。

本町においては、以下の目標を設定し、相談支援事業者と連携しながら相談支援体制を強化していきます。

	佰口		数値目標		備考
	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	1佣名
	地域の相談支援事業者に 対する訪問等による専門 的な指導・助言件数	60 件	60 件	60 件	
基幹相談支援センター	地域の相談支援事業者の の人材育成のための支援 件数	36 件	36 件	36 件	
そった。	地域の相談機関との連携 強化の取組の実施回数	36 件	36 件	36 件	
9 	個別事例の支援内容の 検証の実施回数	3回	3回	3回	
	主任相談支援専門員の 配置数	1人	1人	1人	
	個別事例の検討を通じた 地域サービス基盤の 開発・改善等の体制	有	有	有	
切	相談支援事業所の参画に よる事例検討実施回数	3回	3回	3回	
協議会	相談支援事業所の参画に よる参加事業者・機関数	15	15	15	
	専門部会の設置数	1件	1件	1件	
	専門部会の実施回数	5回	5回	5回	



6 障害福祉サービス等の質の向上

前回計画における数値目標と実績は次の通りです。

【前回計画の数値目標】

項	項目		備考
福祉サービス等に係る各種研修等 の活用		1人	
障害者自立支援	1 共有14前		
審査支払等システム	審査結果の 共有の実施	1 🛽	

【実績】

福祉サービス等に係る各種研修等 の活用		1人	
障害者自立支援	審査結果の 共有体制	無	
審査支払等シス テム	審査結果の 共有の実施	0回	

障がいのある方が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービスの質の向上が重視されています。国の指針では、障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築が掲げられています。

本町においては、以下の目標を設定し、障害福祉サービス等の質の向上に努めていきます。

項	項目		備考
福祉サービス等に係る各種研修等 の活用		1人	
障害者自立支援	審査結果の 共有体制	有	
審査支払等システム	審査結果の 共有の実施	1回	



第2章 障害福祉計画の事業の展開

1 障害者総合支援法に基づく給付・事業

障害福祉計画においては、障害者総合支援法に基づき、以下の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施します。

■障害福祉計画のサービスメニュー



※就労選択支援:令和7年以降に開始される新サービス



2 サービス事業量見込み一覧

(1) 自立支援給付事業

区分	種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
	Rウ入業 (ナー/ A 川 プ)	400 時間分	410 時間分	410 時間分	延時間/月
	居宅介護(ホームヘルプ)	41 人	43 人	43 人	実人数/月
	季中計明人	0 時間分	0 時間分	0時間分	延時間/月
訪	重度訪問介護	0人	0人	0人	実人数/月
同 系	同行援護	15 時間分	20 時間分	20 時間分	延時間/月
訪問系サービス	円1] 按暖	2人	2人	2人	実人数/月
뉫	行動援護	0 時間分	0 時間分	0時間分	延時間/月
	11 到 拔	0人	0人	0人	実人数/月
	赤庇陪宝老 华与长士授	0 時間分	0 時間分	0時間分	延時間/月
	重度障害者等包括支援	0人	0人	0人	実人数/月
補装具	費	6人	6人	6人	実人数/月
自 医 立	更生医療	20 人	20 人	20 人	実人数/月
医療 医療援	育成医療	2人	2人	2人	実人数/月
	生活介護	1,234 人日分	1,234 人日分	1,234 人日分	延人日/月
		70 人	70 人	70 人	実人数/月
	스 수 웨 (호 / 남왕 수 사 등 제 (호 호	0人日分	0人日分	20 人日分	延人日/月
	自立訓練(機能訓練)	0人	0人	1人	実人数/月
	(内)精神障害者	0人	0人	0人	実人数/月
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	168 人日分	186 人日分	203 人日分	延人日/月
	自立訓練(生活訓練)	8人	9人	10 人	実人数/月
日中活動系サー	就労選択支援		22 人	22 人	実人数/月
がサー	计	188 人日分	185 人日分	191 人日分	延人日/月
ビス	就労移行支援	11 人	11 人	12 人	実人数/月
^	就労継続支援(A型)	858 人日分	952 人日分	1,049 人日分	延人日/月
	机力枢机又拔(A型 <i>)</i> 	41 人	46 人	50 人	実人数/月
	就労継続支援(B型)	2,510 人日分	2,676 人日分	2,827人日分	延人日/月
	- 水力松桃(又)友(D空/	136 人	146 人	155 人	実人数/月
	就労定着支援	5人	5人	5人	実人数/月
	療養介護	17人	17人	17人	実人数/月



区分	種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
	h=#p z =r (+=+)	60 人日分	64 人日分	68 人日分	延人日/月
サ 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	短期入所(福祉型)	11 人	12 人	13 人	実人数/月
サービス日中活動系	短期入所(医療型)	3人日分	3人日分	3人日分	延人日/月
不	短期八州(医保生)	1人	1人	1人	実人数/月
	施設入所支援	35 人	35 人	35 人	実人数/月
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	44 人	47 人	50 人	実人数/月
サ し	(内)精神障害者	14 人	15 人	16人	実人数/月
ビス	自立生活援助	0人	0人	1人	実人数/月
	(内)精神障害者	0人	0人	1人	実人数/月
	計画相談支援	59 人	61 人	63 人	実人数/月
相	地域移行支援	1人	1人	1人	実人数/月
相談支援	(内)精神障害者	0人	0人	1人	実人数/月
援	地域定着支援	2人	2人	2人	実人数/月
	(内)精神障害者	0人	0人	1人	実人数/月

(2) 地域生活支援事業

①必須事業

事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位	
相談	炎支援事業		1か所	1か所	1か所	実施か所数
成年	F後見制度	利用支援事業	3件	3件	3件	延件数/年
意思	思疎通	手話通訳者派遣	17 件	18 件	19件	延件数/年
支持	援事業	要約筆記者派遣	1件	1件	1件	延件数/年
	話奉仕員	基礎課程	2人	2人	2人	修了者数/年
事:	成研修 業	手話奉仕員	18 人	20 人	22 人	登録者数
日常	常生活用具	給付事業	1,152件	1,205件	1,243件	延件数/年
	介護・訓	練支援用具	7件	7件	7件	延件数/年
	自立生活	支援用具	2件	3件	4件	延件数/年
	在宅療養	等支援用具	2件	3件	4件	延件数/年
情報・意思疎通支援用具		思疎通支援用具	14 件	15 件	16件	延件数/年
	排泄管理支援用具		1,125件	1,175件	1,210件	延件数/年
	住宅改修		2件	2件	2件	延件数/年



①必須事業

事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
	実施か所数	5か所	5か所	6か所	か所
移動支援事業	利用者数	10 人	10人	11人	実人数/年
	延利用時間	360 時間	360 時間	400 時間	延時間/年
地域活動支援	実施か所数	2か所	2か所	2か所	か所
センター事業	利用者数	23 人	24 人	25 人	実人数/年
理解促進研修・啓発事業		有	有	有	実施の有無
自発的活動支援事業		有	有	有	実施の有無

②任意事業

事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位	
訪問入浴サーと	訪問入浴サービス		2か所	2か所	2か所	か所
事業		利用者数	7人	7人	7人	実人数/年
		実施か所数	14 か所	14 か所	14 か所	か所
日中一時支援事	日中一時支援事業		56 人	58 人	60人	実人数/年
			2,900 回	3,000 💷	3,100 💷	延回数/年
	社会参加	加促進事業	1件	1件	1件	延件数/年
	自動車は助成	運転免許取得費	3件	4件	4件	延件数/年
	自動車	改造費助成	3件	3件	3件	延件数/年



3 自立支援給付事業

(1) 在宅生活支援サービス

①訪問系サービス

居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援を提供します。

<サービス内容>

名 称	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活 等に関する相談・助言などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に自宅で入浴、排泄、食事 等の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方の外出に同行して、移動に 必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。
行動援護	知的障害または精神障害により、自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い方に、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括 的に行います。

【前回計画の実績】

	区分			令和4年度	令和5年度	単位
居宅介護(ホーム	-1.56	利用時間	580 時間	580 時間	590 時間	延時間/月
ヘルプ)、重度訪問介護、同行援	計画	利用者数	34 人	34 人	34 人	実人数/月
護、行動援護、重 度障害者等包括	実績	利用時間	411 時間	396 時間	415 時間	延時間/月
支援		利用者数	40 人	40 人	43 人	実人数/月

[※]単位は1か月あたりの平均利用時間、平均利用人数。令和5年度は年間見込み

〈現状〉

訪問系サービスの利用時間・利用者数は、ほぼ横ばいで推移していますが、各サービスのうち、重度 訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援については、現在利用はありません。



【第7期計画の事業量見込み】

区分	区分			令和8年度	単位
	利用時間	400 時間分	410 時間分	410 時間分	延時間/月
居宅介護(ホームヘルプ)	利用者数	41 人	43 人	43 人	実人数/月
季庇計明人 維	利用時間	0時間分	0時間分	0時間分	延時間/月
重度訪問介護	利用者数	0人	0人	0人	実人数/月
F=1/C=+#2=##	利用時間	15 時間分	20 時間分	20 時間分	延時間/月
同行援護	利用者数	2人	2人	2人	実人数/月
/二壬-ト+	利用時間	0時間分	0時間分	0時間分	延時間/月
行動援護 	利用者数	0人	人0	0人	実人数/月
重度障害者等包括支援	利用時間	0時間分	0時間分	0時間分	延時間/月
	利用者数	0人	0人	0人	実人数/月

〈提供体制の確保策〉

町内にはサービス提供事業所が1事業所あり、居宅介護・重度訪問介護のサービスを提供しています。当該事業者では、現在、定期的にヘルパー数は増加しており、人材不足の課題はありませんが、今後もサービス提供事業所と連携し、適切な支援が行われるよう努めていきます。



②補装具等の支給

補装具とは、身体に装着(装用)することで身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される装具のことで、義肢や車いす等があります。補装具費の支給では、補装具を必要とする身体障がい者に購入費や修理費の給付を行っています。

【前回計画の実績】

	区分		区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
	計画	利用者数	8人	8人	8人	実人数/月		
補装具費	実績	延支給費	11,412,916円	10,756,556円	11,043,883円	円/年		
		利用者数	6人	5人	5人	実人数/月		

[※]利用者数は月平均利用人数。令和5年度は年間見込み

〈現状〉

補装具費の支給は、利用者からの申請を受けて給付しています。利用者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

【第7期計画の事業量見込み】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位	
補装具費	利用者数	6人	6人	6人	実人数/月

〈提供体制の確保策〉

障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら財源確保を図ります。



③自立支援医療

自立支援医療は、障がい者の医療に関する経済的支援制度で、「更生医療」「育成医療」「精神通院 医療」があり、他の自立支援給付事業と同様、いずれも原則医療費の1割が自己負担です(低所得者の 軽減措置あり)。なお、「精神通院医療」は、宮城県事業となっています。

「更生医療」は、18歳以上の身体障がい者の障害の軽減・機能改善(人工透析、人工股関節手術、心臓手術など)のための医療費支給、「育成医療」は、18歳未満の身体障がい児の手術などの医療(斜視、股関節、奇形、心臓等の手術、人工透析など)のための医療費支給、「精神通院医療」は精神障害など心の病気による通院医療費の支給です。

【前回計画の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位	
	計画	利用者数	23 人	23 人	24 人	実人数/月
更生医療	中佳	延支給費	37, 448, 222 円	20, 424, 431 円	37,448,222円	円/年
	実績	利用者数	20 人	17人	20 人	実人数/月
	計画	利用者数	1人	1人	1人	実人数/月
育成医療	中佳	延支給費	329, 261 円	155,611円	329, 261円	円/年
	美領	利用者数	2人	1人	2人	実人数/月

[※]利用者数は月平均利用人数。令和5年度は年間見込み

〈現状〉

更生医療・育成医療の延支給費・利用者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

【第7期計画の事業量見込み】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位	
更生医療	利用者数	20 人	20 人	20 人	実人数/月
育成医療	利用者数	2人	2人	2人	実人数/月

〈提供体制の確保策〉

障がい者一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めるとともに、医療機関との連携を図ります。



^{※18} 歳未満の身体に障がいのある児童等を対象とした育成医療の実績を追加している

(2)日中活動支援サービス

①生活介護

生活介護は、常に介護を必要とする障がい者に、主として昼間において、食事や入浴、排泄等の介護 や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供するサービスです。

<サービス内容>

名 称	内 容
生活介護	障害者支援施設等において、主として昼間に、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力向上のために必要な援助を行います。

【前回計画の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位	
	計画	利用日数	1,360人日分	1,370人日分	1,380 人日分	延人日/月
ル バ ハ =#		利用者数	70 人	71人	72 人	実人数/月
生活介護	中佳	利用日数	1,286 人日分	1,193人日分	1,222人日分	延人日/月
	実績	利用者数	71 人	69 人	70 人	実人数/月

[※]単位は1か月あたりの平均利用日数、平均利用人数。令和5年度は年間見込み

〈現状〉

生活介護の利用者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

【第7期計画の事業量見込み】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
先 还入罪	利用日数	1,234 人日分	1,234人日分	1,234人日分	延人日/月
生活介護	利用者数	70 人	70 人	70 人	実人数/月

〈提供体制の確保策〉

町内にはサービス提供事業所が2事業所あり、総定員数は70人となっています。現在、生活介護を利用している70人の中には、町外の事業所を利用している方もおり、町内の事業所は定員に達していない状況です。引き続きサービス提供事業者と連携し、既存施設で適切なサービス提供が行われるよう努めるとともに、サービス内容の周知を行い、既存施設でのサービス利用の促進を行います。



②自立訓練(機能訓練·生活訓練)

自立訓練(機能訓練・生活訓練)は、入所施設や医療機関の退所・退院者や特別支援学校卒業者などを対象に、地域生活への移行を図る上で必要な身体的リハビリテーションや生活リハビリテーションを行うサービスです。

<サービス内容>

名 称	内 容
自立訓練(機能訓練)	身体障がい者または難病患者等に対し、障害者支援施設もしくはサービス 事業所に通わせ、当該障害者支援施設もしくはサービス事業所、または当 該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他の 必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他の必要 な支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対し、障害者支援施設もしくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設もしくはサービス事業所において、または当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

【前回計画の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位	
	=Limi	利用日数	0人日分	0人日分	20 人日分	延人日/月
自立訓練	計画	利用者数	0人	0人	1人	実人数/月
(機能訓練)	実績	利用日数	0人日分	0人日分	0人日分	延人日/月
		利用者数	0人	人0	0人	実人数/月
自立訓練(生活訓練)	計画	利用日数	40 人日分	40 人日分	40 人日分	延人日/月
		利用者数	2人	2人	2人	実人数/月
	実績	利用日数	113 人日分	144 人日分	144 人日分	延人日/月
		利用者数	5人	7人	7人	実人数/月

[※]単位は1か月あたりの平均利用日数、平均利用人数。令和5年度は年間見込み

〈現状〉

自立訓練(機能訓練)の利用はありませんでしたが、自立訓練(生活訓練)では利用があり、令和5年度では7人となっています。



[※]自立訓練(生活訓練)の実績では宿泊型自立訓練を含む

【第7期計画の事業量見込み】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位	
		利用日数	0人日分	0人日分	20 人日分	延人日/月
 El7	公訓練(機能訓練)	利用者数	0人	0人	1人	実人数/月
	(内)精神障害者	利用者数	0人	0人	0人	実人数/月
自立訓練(生活訓練)		利用日数	168 人日分	186 人日分	203 人日分	延人日/月
		利用者数	8人	9人	10人	実人数/月

〈提供体制の確保策〉

今後も利用者のニーズに応じて、サービス提供が行われるよう、事業所との連携を図ります。利用者数の増加に向け、事業内容の周知や特別支援学校卒業生等の利用促進に努めます。

③就労選択支援

令和7年10月1日から施行となる新しいサービスです。障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。

【第7期計画の事業量見込み】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
就労選択支援	利用者数		22 人	22 人	実人数/月

[※]就労選択支援の利用者数は、特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者の数を勘案して設定

〈提供体制の確保策〉

令和7年度から開始するサービスのため、関連する事業者に対して、サービス内容や利用者ニーズ 等の情報を提供するなど、新規参入への働きかけを行います。



④就労移行支援

就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。就労移行支援は利用期間を2年以内とし、一般企業への就労に向けて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。

<サービス内容>

名 称	内容
就労移行支援	生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

【前回計画の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位	
就労移行支援	-1.H	利用日数	200 人日分	200 人日分	200 人日分	延人日/月
	計画	利用者数	10 人	10人	10人	実人数/月
	実績	利用日数	168 人日分	187 人日分	178 人日分	延人日/月
		利用者数	9人	10人	10人	実人数/月

[※]単位は1か月あたりの平均利用日数、平均利用人数。令和5年度は年間見込み

〈現状〉

就労移行支援の利用者数は、令和3年度から令和4年度にかけて1人増加しました。

【第7期計画の事業量見込み】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
±₽₩140/二十4四	利用日数	188 人日分	185 人日分	191 人日分	延人日/月
就労移行支援	利用者数	11 人	11人	12人	実人数/月

〈提供体制の確保策〉

町内にはサービス提供事業所が1事業所あり、定員数は10人となっています。現在、就労移行支援の利用者数は定員の10人となっておりますが、障がいのある方へのアンケート調査結果では、就労意欲の高まりが伺え、今後も利用者数の増加が見込まれることから、町外の施設を含めた利用を促進するとともに、サービスの提供体制を確保するため、新規事業所の確保に努めます。

また、一般企業等への障害者雇用への理解の拡大に努めます。



⑤就労継続支援(A型)

就労継続支援A型は、一般企業等への就労が困難な人に雇用契約に基づく就労の機会を提供し、 知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

<サービス内容>

名 称	内 容
就労継続支援(A型)	生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力 の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【前回計画の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位	
就労継続支援 (A型)	計画	利用日数	500 人日分	510 人日分	520 人日分	延人日/月
		利用者数	23 人	24 人	25 人	実人数/月
	実績	利用日数	567 人日分	691 人日分	769 人日分	延人日/月
		利用者数	28 人	34 人	37人	実人数/月

[※]単位は1か月あたりの平均利用日数、平均利用人数。令和5年度は年間見込み

〈現状〉

就労継続支援(A型)は、利用日数・利用者数ともに令和3年度から増加しています。

【第7期計画の事業量見込み】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
就労継続支援(A型)	利用日数	858 人日分	952 人日分	1,049人日分	延人日/月
	利用者数	41 人	46 人	50人	実人数/月

〈提供体制の確保策〉

令和5年6月より、町内に新たに定員数10人のサービス提供事業所が開所し、町内にはサービス提供事業所が4事業所となり、総定員数は90人となっています。現在、就労継続支援(A型)の利用者数は37人となっておりますが、障がいのある方へのアンケート調査結果では、就労意欲の高まりが伺えるため、サービス内容の周知を行い、既存施設でのサービス利用の促進を行います。



⑥就労継続支援(B型)

就労継続支援B型は、年齢、心身の状態、その他の事情により、一般企業等への就労が困難な人に 生産活動等を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

<サービス内容>

名 称	内 容
就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な方に、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【前回計画の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位	
就労継続支援 (B型)	計画	利用日数	1,880 人日分	1,880 人日分	1,880 人日分	延人日/月
		利用者数	98 人	99人	100人	実人数/月
	実績	利用日数	2,039人日分	2,218 人日分	2,343人日分	延人日/月
		利用者数	108 人	121 人	127人	実人数/月

[※]単位は1か月あたりの平均利用日数、平均利用人数。令和5年度は年間見込み

〈現状〉

就労継続支援(B型)は、利用日数・利用者数ともに令和3年度から大きく増加しています。

【第7期計画の事業量見込み】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
就労継続支援(B型)	利用日数	2,510 人日分	2,676人日分	2,827人日分	延人日/月
	利用者数	136 人	146 人	155 人	実人数/月

〈提供体制の確保策〉

令和5年6月より、町内に新たに定員数10人のサービス提供事業所が開所し、町内にはサービス提供事業所が5事業所となり、総定員数は110人となっています。就労継続支援(B型)の令和4年度時点の利用者数は121人となっており、町外の事業所で本サービスを利用されている方もいる状況です。今後も就労意欲の高まりに伴い、利用者の増加が見込まれるため、引き続きサービス事業者等と連携し、既存施設でのサービス提供を行うとともに、新規事業所の確保に努めます。



⑦就労定着支援

就労定着支援は、一般就労へ移行した障がい者の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業 所や家族との連絡調整、指導・助言等の支援を行うサービスです。

<サービス内容>

名 称	内 容
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方を対象に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整や指導・助言等の支援を一定の期間にわたり行います。

【前回計画の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位	
+1,777	計画	利用者数	5人	5人	5人	実人数/月
就労定着支援	実績	利用者数	5人	4人	4人	実人数/月

[※]単位は1か月あたりの平均利用人数。令和5年度は年間見込み

〈現状〉

就労定着支援の利用者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

【第7期計画の事業量見込み】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
就労定着支援	利用者数	5人	5人	5人	実人数/月

〈提供体制の確保策〉

町内にはサービス提供事業所がなく、町外の事業所を利用されている状況です。事業者・団体への 調査結果では、就労定着支援を行う施設が仙南圏域には少なく、就労後の定着支援も必要との意見が 挙げられていることから、関連する事業者に対して、サービス内容や利用者ニーズ等の情報を提供する など、新規参入への働きかけを行います。



⑧療養介護

療養介護は、常に医療と介護の両方が必要な方へ、主として昼間において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活の世話を行うものです。

<サービス内容>

名 称	内容
療養介護	主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、 看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。

【前回計画の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位	
. 	計画	利用者数	17人	17人	17人	実人数/月
療養介護	実績	利用者数	17人	17人	17人	実人数/月

[※]単位は1か月あたりの平均利用人数。令和5年度は年間見込み

〈現状〉

療養介護の利用者数は、横ばいで推移しています。対象者は常時医療的ケアと介護が必要な重症 心身障がい者等となっています。町内在住者が利用している事業所は3か所となっています。

【第7期計画の事業量見込み】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
療養介護	利用者数	17人	17人	17人	実人数/月

〈提供体制の確保策〉

今後も適正なサービスが提供されるよう、事業者との連携を図ります。



⑨短期入所

短期入所(ショートステイ)は、介護者が病気などの理由で一時的に介護ができないときに障害者施設などで障がい者を預かり、入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援を行います。福祉型は障害者支援施設等で実施します。医療型は病院等において実施します。

【前回計画の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位	
	=1.75	利用日数	40 人日分	40 人日分	40 人日分	延人日/月
短期入所	計画	利用者数	8人	8人	8人	実人数/月
(福祉型)	中健	利用日数	45 人日分	54 人日分	52 人日分	延人日/月
	実績	利用者数	9人	11人	11人	実人数/月
	=1	利用日数	3人日分	3人日分	3人日分	延人日/月
短期入所	計画	利用者数	1人	1人	1人	実人数/月
(医療型)		利用日数	0人日分	0人日分	0人日分	延人日/月
	実績	利用者数	0人	0人	0人	実人数/月

[※]単位は1か月あたりの平均利用日数、平均利用人数。令和5年度は年間見込み

〈現状〉

短期入所(福祉型)の利用者数は、令和3年度から令和4年度にかけて2人増加しています。 短期入所(医療型)の利用はありませんでした。

【第7期計画の事業量見込み】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
短期入所(福祉型)	利用日数	60 人日分	64 人日分	68 人日分	延人日/月
	利用者数	11 人	12人	13 人	実人数/月
左世 3 元 (左 左 亚)	利用日数	3人日分	3人日分	3人日分	延人日/月
短期入所(医療型)	利用者数	1人	1人	1人	実人数/月

〈提供体制の確保策〉

町内にはサービス提供事業所が3事業所あり、総定員数は27人となっています。現在、短期入所(福祉型)の利用者数は11人となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設側での受け入れが難しくなる状況も続いていることから、今後も適切にサービスが提供されるよう、サービス提供事業所との連携を図ります。

また、介護者が病気等で介護ができない際だけではなく、家族や介護者のレスパイトケアを目的とした利用促進に努めます。



(3) 居住の場への支援サービス

①施設入所支援

施設に入所する障がい者に主として夜間において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の日常生活上の援助を行います。

【前回計画の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位	
₩₩₩₩	計画	利用者数	35 人	35人	35 人	実人数/月
施設入所支援	実績	利用者数	34 人	34 人	34 人	実人数/月

[※]単位は1か月あたりの平均利用人数。令和5年度は年間見込み

〈現状〉

施設入所支援の利用者数は、横ばいで推移しています。

【第7期計画の事業量見込み】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
施設入所支援	利用者数	35 人	35 人	35 人	実人数/月

〈提供体制の確保策〉

町内にはサービス提供事業所が1事業所あり、定員数は40人となっています。現在、施設入所支援の利用者数は34人となっていますが、今後も介護者の高齢化や重度の障がい等により、施設入所を希望する方が一定数見込まれるため、引き続きサービス提供事業者と連携し、既存施設でのサービスの提供体制を確保します。また、グループホーム等での地域生活を希望する方が、地域での暮らしを実現できるよう、関係機関との連携を図ります。



②共同生活援助 (グループホーム)

地域のグループホームに居住している障がい者に主として夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【前回計画の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位	
共同生活援助	計画	利用者数	35 人	35 人	40 人	実人数/月
(グループ ホーム)	実績	利用者数	35 人	43 人	42 人	実人数/月

[※]単位は1か月あたりの平均利用人数。令和5年度は年間見込み

〈現状〉

共同生活援助(グループホーム)の利用者数は令和3年度から7人増加し、令和5年度は42人となっています。

【第7期計画の事業量見込み】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位	
共同生活援助 (グループホーム)		利用者数	44 人	47 人	50 人	実人数/月
	(内)精神障害者	利用者数	14 人	15 人	16 人	実人数/月

〈提供体制の確保策〉

町内にはサービス提供事業所が11か所あり、総定員数は56人となっています。現在、共同生活援助 (グループホーム)の利用者数は42人となっていますが、障がいのある方への調査結果では、当事者や 介護者がともに将来の住まいのことに不安に感じている状況が伺え、事業者・団体への調査結果では、 親なき後、障がいのある方が、生活スキルのないまま一人暮らしになってしまうケースが顕在化しているとの意見が挙げられていることから、今後、グループホーム等への地域移行を希望する方が、地域での暮らしを実現できるよう、サービス内容の周知を図るとともに、地域でともに暮らす方々の障害に対する理解の促進を図ります。

また、今後、利用者の増加が見込まれる場合には、新規事業所の確保に努めます。



③自立生活援助

施設や共同生活援助(グループホーム)を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方を対象に、定期的に居宅を訪問し、巡回や随時対応サービスを行います。利用者から相談や要請があった場合は、訪問、電話、メール等による随時対応も行います。

【前回計画の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位	
自立生活援助	計画	利用者数	人0	0人	1人	実人数/月
	実績	利用者数	0人	0人	0人	実人数/月

[※]単位は1か月あたりの平均利用人数。令和5年度は年間見込み

〈現状〉

自立生活援助はサービスの利用がありませんでした。

【第7期計画の事業量見込み】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位	
自立	立生活援助	利用者数	0人	人0	1人	実人数/月
	(内)精神障害者	利用者数	0人	0人	1人	実人数/月

〈提供体制の確保策〉

現在、自立生活援助の利用はありませんが、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する場合には、本人の希望に沿った地域生活が可能となるよう、サービス提供に努めます。



(4)相談支援

相談支援には、自立支援給付事業の計画相談支援と地域相談支援があります。適切なサービス利用や課題の解決に向けて支援します。

<サービス内容>

名 称	対象者	内 容
計画相談支援	サービス利用者	支給決定または支給決定変更前にサービス等利用 計画案を作成し、支給決定後はサービス事業者等と 連絡調整し、サービス等利用計画を作成します。
地域相談支援 (地域移行支援)	入所施設や医療機関から 地域へ移行するため、一 定期間集中的な支援を必 要とする方	住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの体験・見学のための同行支援、地域生活移行へ関する相談等の支援をします。
地域相談支援 (地域定着支援)	一人暮らしで、知的障害 や精神障害、極めて重い 身体障害のため、自ら福 祉サービスの利用に関す る連絡調整ができない方	常時連絡体制を確保し、夜間を含め、緊急時におけ る連絡、相談、訪問等を行います。

【前回計画の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位	
計画相談支援	計画	利用者数	50 人	50人	50人	実人数/月
	実績	利用者数	53 人	55人	57人	実人数/月
111.1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	計画	利用者数	0人	人0	1人	実人数/月
地域移行支援	実績	利用者数	1人	1人	1人	実人数/月
地域定着支援	計画	利用者数	0人	0人	1人	実人数/月
	実績	利用者数	2人	1人	1人	実人数/月

[※]単位は1か月あたりの平均利用人数。令和5年度は年間見込み

〈現状〉

計画相談支援の利用者数は、令和3年度から各年度2人ずつ増加しています。計画相談支援は、は らから地域生活支援センター、ほっとプラン、相談支援事業所かすみ草、ほっとサポートが実施していま す。

地域移行支援と地域定着支援は、ほぼ横ばいで推移しています。地域移行支援及び地域定着支援 は、相談支援事業所かすみ草が実施しています。



【第7期計画の事業量見込み】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位	
計画相談支援 利用者数		59 人	61 人	63 人	実人数/月	
地垣	 成移行支援	利用者数	1人	1人	1人	実人数/月
	(内)精神障害者	利用者数	0人	0人	1人	実人数/月
地垣	 战定着支援	利用者数	2人	2人	2人	実人数/月
	(内)精神障害者	利用者数	0人	0人	1人	実人数/月

〈提供体制の確保策〉

令和5年11月に計画相談支援のサービス提供事業所が1事業所閉所となりましたが、令和5年6月に 1事業所が開所となり、町内の計画相談支援事業所は4事業所となっています。町内の地域移行支援 及び地域定着支援のサービス提供事業所は1事業所となっています。

計画相談支援は、現在、利用者数が増加していることから、引き続き、既存のサービス提供事業所と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。

地域移行支援及び地域定着支援は、今後も適切な支援が行えるよう関係機関等との連携を図ります。



4 地域生活支援事業

(1)必須事業

①相談支援事業

福祉サービスを利用するすべての障がい者を対象に相談支援を行います。

<サービス内容>

名 称	対象者	内 容
相談支援事業	すべての 障がい者(児)	(一般相談) ①福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ②社会資源を活用するための支援 ③社会生活力を高めるための支援 ④ピアカウンセリング ⑤権利擁護のために必要な援助 ⑥専門機関の紹介 (基幹相談支援センター) ①総合的・専門的な相談支援 ②地域の相談支援事業者の訪問指導及び人材育成、地域の相談機関との連携体制の強化 ③地域移行及び地域定着支援に係る関係機関との連携 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤障害者虐待防止センター事業 ⑥地域自立支援協議会の運営 ⑦障害者地域生活支援拠点事業

【前回計画の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	計画	1か所	1か所	1か所	実施か所数
相談支援事業	実績	1か所	1か所	1か所	実施か所数

[※]令和5年度は年間見込み

〈現状〉

相談支援事業は、県南生活サポートセンターアサンテが実施しており、相談支援体制の中心的役割を果たす「基幹相談支援センター」の機能を有しています。

【第7期計画の事業量見込み】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
相談支援事業	1か所	1か所	1か所	実施か所数

〈提供体制の確保策〉

相談支援体制の中心的役割を果たす「基幹相談支援センター」の機能の強化・充実に努めます。



②成年後見制度利用支援事業

知的・精神障がい者のうち、判断能力が不十分な方に対し、サービス利用契約の締結等が適切に行われるよう成年後見制度の利用を支援し、後見人等の報酬の経費の一部について補助を行います。

【前回計画の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
成年後見制度利用支援	計画	1件	1件	1件	延件数/年
事業	実績	0件	1件	1件	延件数/年

[※]令和5年度は年間見込み

〈現状〉

成年後見制度利用支援事業の利用件数は、令和5年度は1件となっています。

【第7期計画の事業量見込み】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
成年後見制度利用支援事業	3件	3件	3件	延件数/年

〈提供体制の確保策〉

相談支援事業所や障害福祉サービス事業者など、関係機関と連携し、制度の周知と利用促進に努めます。



③意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、他者との意思疎通の円滑化を図ります。

【前回計画の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
エジスコンドキ	計画	4件	4件	5件	延件数/年
手話通訳者派遣	実績	3件	17件	17件	延件数/年
######################################	計画	1件	1件	1件	延件数/年
要約筆記者派遣	実績	0件	0件	0件	延件数/年

[※]令和5年度は年間見込み

〈現状〉

手話通訳者派遣は、令和4年度以降、一人あたりの利用件数が大きく増加したことにより、延件数が 増加しています。

要約筆記者派遣は、各年度とも利用実績がない状況です。

【第7期計画の事業量見込み】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
手話通訳者派遣	17件	18 件	19件	延件数/年
要約筆記者派遣	1件	1件	1件	延件数/年

〈提供体制の確保策〉

事業の周知を図るとともに、障がい者一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。



④手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流活動の促進等の支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手 話奉仕員の養成・研修を行います。

【前回計画の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
±7₩≘⊞₹₽	計画	1人	1人	1人	修了者数/年
基礎課程	実績	中上	中止	1人	修了者数/年
エジェルロ	計画	17人	18 人	19人	登録者数
手話奉仕員	実績	15 人	15 人	16 人	登録者数

〈現状〉

手話奉仕員養成研修事業は、基礎課程を令和3・4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により 中止していましたが、令和5年度から事業を再開しています。

令和5年度の手話奉仕員の登録者数は16人となっています。

【第7期計画の事業量見込み】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
基礎課程	2人	2人	2人	修了者数/年
手話奉仕員	18 人	20 人	22 人	登録者数

〈提供体制の確保策〉

引き続き、仙南圏域で事業を実施し、新たな手話奉仕員の確保に努めるとともに、フォローアップ研修を実施し、技術の維持・向上に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、手話奉仕員の活動の場が少なくなっている状況のため、手話奉仕員の活動の場の充実を図ります。



⑤日常生活用具給付事業

重度の障がい者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付するとともに、住宅改修費を助成します。

<サービス内容>

名 称	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練 に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障がい者の入浴、食事、 移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸入器や視覚障害者用体温計など、在宅療養等を支援する用具
情報·意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ装具など、排泄管理を支援する用具や衛生用品
住宅改修費	小規模な住宅改修を行う際の費用の助成

【前回計画の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位	
	日	常生活用具給付事業	1,163件	1,180件	1,196件	延件数/年
計画		介護・訓練支援用具	2件	3件	4件	延件数/年
		自立生活支援用具	2件	3件	4件	延件数/年
		在宅療養等支援用具	3件	4件	5件	延件数/年
		情報・意思疎通支援用具	14 件	15 件	16件	延件数/年
		排泄管理支援用具	1,141件	1,153件	1,165件	延件数/年
		住宅改修費	1件	2件	2件	延件数/年
実績	日	常生活用具給付事業	1,052件	1,062件	1,133件	延件数/年
		介護・訓練支援用具	1件	7件	7件	延件数/年
		自立生活支援用具	4件	2件	2件	延件数/年
		在宅療養等支援用具	6件	2件	2件	延件数/年
	-	情報・意思疎通支援用具	14 件	14 件	14 件	延件数/年
		排泄管理支援用具	1,027件	1,036件	1,098件	延件数/年
		住宅改修費	0件	1件	1件	延件数/年

※令和5年度は年間見込み

〈現状〉

日常生活用具給付事業のうち、排泄管理支援用具は毎月給付となるため、日常生活用具給付件数の 95%以上を占めています。



【第7期計画の事業量見込み】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
常生活用具給付事業	1,152件	1,205件	1,243件	延件数/年
介護・訓練支援用具	7件	7件	7件	延件数/年
自立生活支援用具	2件	3件	4件	延件数/年
在宅療養等支援用具	2件	3件	4件	延件数/年
情報・意思疎通支援用具	14件	15 件	16 件	延件数/年
排泄管理支援用具	1,125件	1,175件	1,210件	延件数/年
住宅改修費	2件	2件	2件	延件数/年

〈提供体制の確保策〉

障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら財源確保を図ります。新たな支援用具が導入される際には、支援用具の機能や使用方法等について、障がいのある方や関係者等へ周知し、利用促進に努めます。



⑥移動支援事業

移動支援事業は、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援します。

【前回計画の実績】

区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
		実施か所数	5か所	5か所	6か所	か所
	計画	利用者数	7人	7人	8人	実人数/年
投制士控击光		延利用時間	200 時間	200 時間	250 時間	延時間/年
移動支援事業	実績	実施か所数	6か所	4か所	4か所	か所
		利用者数	6人	8人	8人	実人数/年
		延利用時間	149 時間	290 時間	290 時間	延時間/年

[※]利用者数は年間実利用者数。令和5年度は年間見込み

〈現状〉

移動支援事業は、サービス提供事業所が令和4年度から4か所に減少しましたが、利用者数及び利用時間は増加しています。

【第7期計画の事業量見込み】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
	実施か所数	5か所	5か所	6か所	か所
移動支援事業	利用者数	10 人	10人	11人	実人数/年
	延利用時間	360 時間	360 時間	400 時間	延時間/年

〈提供体制の確保策〉

障がいのある方への調査結果では、外出頻度の高まりが伺え、事業者・団体への調査では、障がいのある方の移動手段の充実に関する意見が挙げられていることから、関連する事業者に対して、提供体制の確保や新規参入への働きかけを行うなど、移動手段の充実を図ります。



⑦地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、一般就労が難しい障がい者が、創作活動や生産活動の機会の提供を受け、社会との交流等を行う施設で、福祉的就労や生きがい活動の場です。

【前回計画の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位	
	4.5	実施か所数	2か所	2か所	2か所	か所
地域活動支援	計画	利用者数	25 人	28 人	30人	実人数/年
センター事業	中⁄建	実施か所数	2か所	2か所	2か所	か所
	実績	利用者数	21 人	21 人	22 人	実人数/年

[※]利用者数は年間実利用者数。令和5年度は年間見込み

〈現状〉

知的障がい者を主たる対象とする地域活動支援センター「もみのき」と精神障がい者を主たる対象と する地域活動支援センター「しらさぎ」の2か所でサービスを実施しています。サービス利用者数はほぼ 横ばいで推移しています。

【第7期計画の事業量見込み】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
地域活動支援センター	実施か所数	2か所	2か所	2か所	か所
事業	利用者数	23 人	24 人	25 人	実人数/年

〈提供体制の確保策〉

地域活動支援センター「しらさぎ」及び「もみのき」の定員数は35人となっています。今後も利用者に応じたサービスの提供を図り、地域活動支援センターの安定した運営に努めていきます。



⑧理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【前回計画の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
THATING TO SEE THE	計画	有	有	有	実施の有無
理解促進研修・啓発事業	実績	有	有	有	実施の有無

※令和5年度は年間見込み

〈現状〉

理解促進研修・啓発事業は、令和3年度から令和5年度の3か年において事業を実施しています。視 覚障がいのある方や聴覚障がいのある方を対象とした情報交換会のほか、町職員における職員研修 会を実施しています。

【第7期計画の事業量見込み】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	実施の有無

〈提供体制の確保策〉

障がいがある方等に対する理解を深めるため、引き続き、関係機関と協力して研修会等を開催します。



⑨自発的活動支援事業

障がい者やその家族及び地域住民が自発的に行う活動(情報交換のできる交流活動、権利や自立 のための社会に働きかける活動など)に対して、支援を行います。

【前回計画の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
卢 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	計画	有	有	有	実施の有無
自発的活動支援事業	実績	無	無	無	実施の有無

※令和5年度は年間見込み

〈現状〉

新型コロナウイルス感染症の流行以前は、ボランティア活動支援として、障がい者などに対するボランティア活動を行う団体に対して本事業を行っていましたが、流行以降は、ボランティア活動団体の活動も自粛となっている状況等により、事業が実施できていない状況です。

【第7期計画の事業量見込み】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
自発的活動支援事業	有	有	有	実施の有無

〈提供体制の確保策〉

相談支援事業所やサービス事業所などの関係機関と連携し、制度の周知と利用促進に努めます。



(2)任意事業

①訪問入浴サービス事業

居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な障がい者等に対して居宅を訪問し浴槽等の 提供を行うことで、身体の清潔を保持し、心身機能の維持を図るサービスです。

【前回計画の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位	
	±.π.	実施か所数	2か所	2か所	2か所	か所
訪問入浴	計画	利用者数	6人	6人	6人	実人数/月
サービス事業	中佳	実施か所数	2か所	2か所	2か所	か所
	実績	利用者数	7人	6人	6人	実人数/月

[※]利用者数は月平均利用者数。令和5年度は年間見込み

〈現状〉

訪問入浴サービスは2か所で実施しており、サービス利用者数はほぼ横ばいで推移しています。 居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な障がい者等を対象としています。

【第7期計画の事業量見込み】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
訪問入浴サービス事業	実施か所数	2か所	2か所	2か所	か所
	利用者数	7人	7人	7人	実人数/年

〈提供体制の確保策〉

障がい者一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めるとともに、事業の周知を図ります。



②日中一時支援事業

一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対して日中活動の場を確保するとともに、日常的に介護を行っている家族のレスパイトケアにも利用できます。

【前回計画の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位	
	計画	実施か所数	12 か所	12 か所	13 か所	か所
		利用者数	40 人	42 人	45 人	実人数/年
日中一時支援		延利用回数	2,500 回	2,750 回	3,000 🗆	延回数/年
事業	実績	実施か所数	13 か所	13 か所	13 か所	か所
		利用者数	51 人	55 人	55 人	実人数/年
		延利用回数	2,656 回	2,817 🗆	2,795 回	延回数/年

[※]利用者数は年間実利用者数。令和5年度は年間見込み

〈現状〉

日中一時支援事業は13か所で実施しており、利用者数は、令和3年度から微増しています。延利用 回数については令和3年度から増加しています。

【第7期計画の事業量見込み】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
	実施か所数	14 か所	14 か所	14 か所	か所
日中一時支援事業	利用者数	56 人	58 人	60人	実人数/年
	延利用回数	2,900 回	3,000 🗆	3,100 💷	延回数/年

〈提供体制の確保策〉

現在、利用者数・延利用回数が増加しており、需要の伸びが見込まれていることから、提供量の拡大や新規事業者の参入に努めていきます。

障害特性に応じたサービス提供ができるよう、職員の専門性を高め、質的向上が行われるよう事業所に働きかけていきます。



③社会参加支援

ア 社会参加推進事業

障がい者のために、スポーツ・レクリエーション教室や、芸術・文化講座を開催し、活動をする団体に対し、事業に係る費用について助成します。

イ 自動車運転免許取得費助成

身体・知的・精神障がい者のうち、運転免許の取得により社会参加が見込まれる方に対し、運転免許 取得に直接要した費用の一部について助成します。

ウ 自動車改造費助成

重度身体障がい者のうち、自らが所有し、運転する自動車の操向装置等の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる方に対し、自動車の改造に直接要した費用の一部について助成します。

【前回計画の実績】

区分	区分		令和4年度	令和5年度	単位
社会会和###	計画	0件	0件	1件	延件数/年
社会参加推進事業	実績	0件	0件	0件	延件数/年
自動車運転免許取得費	計画	5件	5件	6件	延件数/年
助成	実績	4件	1件	1件	延件数/年
力争市心生弗马子	計画	3件	3件	3件	延件数/年
自動車改造費助成	実績	0件	1件	1件	延件数/年

[※]利用件数は年間延利用件数。令和5年度は年間見込み

〈現状〉

社会参加促進事業は、令和3年度から令和5年度において利用はありませんでした。 自動車運転免許取得費助成と自動車改造費助成は、令和4年度は各1件の利用がありました。

【第7期計画の事業量見込み】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
社会参加推進事業	1件	1件	1件	延件数/年
自動車運転免許取得費助成	3件	4件	4件	延件数/年
自動車改造費助成	3件	3件	3件	延件数/年

〈提供体制の確保策〉

障がいのある方への調査結果では、就労意欲の高まりなど、障がいのある方の社会参加への意欲の 高まりが伺えることから、引き続き、制度の周知と利用の促進に努めます。





第3部 第3期柴田町障害児福祉計画





第1章 障害児福祉計画の数値目標

障害児福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号。「障害者総合支援法等一部改正法」)が平成30年度から施行されたことに伴い、策定が義務付けられているものです。

障がい児の支援にあたっては、本人の最善の利益を考慮し、健やかな育ちを支援するとともに、児童 及びその家族に対し、配慮の必要性を検討する段階から身近な地域で支援できるよう努めます。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を引き続き図ります。

さらに、障がい児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無に関わらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進していきます。

「第3期柴田町障害児福祉計画」では、令和8年度を目標年度として、障害児支援に向けた以下の数値目標を設定します。

1 児童発達支援センターの設置

前回計画における数値目標と実績は次の通りです。

【前回計画の数値目標】

項目	数値目標	備考
計画目標年度までの 児童発達支援センターの設置	1 か所	各市町村に1か所以上(圏域での確保も可)(国)

【実績】

令和5年末時点の	0か所	
児童発達支援センターの設置	0 /3.6/1	

実績は計画に達していませんが、圏域での整備を検討してきました。

障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて身近な場所で提供できるように、地域における支援体制を整備します。

本町では、引き続き地域における中核的な支援施設として、児童発達支援センターを圏域で1 か所設置することを目標とします。

項目	数値目標	備考
計画目標年度までの 児童発達支援センターの設置	1 か所	各市町村に1か所以上(圏域での確保も可)(国)



2 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築 前回計画における数値目標と実績は次の通りです。

【前回計画の数値目標】

項目	数値目標	備考
保育所等訪問支援の利用体制の 構築	有	令和5年度末時点 全市町村において訪問支援を利用できる体制を構築する ことを基本とする(国)
【実績】		

保育所等訪問支援の利用体制の無無

国の指針では、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン)を推進する体制を構築することが目標として掲げられています。

本町においては、仙南圏域の2市7町と協力し、推進体制の構築を図ることとします。

項目	数値目標	備考
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築	有	各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする(国)



3 重症心身障がい児の支援

前回計画における数値目標と実績は次の通りです。

【前回計画の数値目標】

項目	数値目標	備考
重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所の確保	1 か所	各市町村に1か所以上(圏域での確保も可)(国)
重症心身障がい児を支援する放課 後等デイサービス事業所の確保	1 か所	各市町村に1か所以上(圏域での確保も可)(国)

【実績】

重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所の確保	Oか所	
重症心身障がい児を支援する放課 後等デイサービス事業所の確保	Oか所	

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障がい児(重症心身障がい児)が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスを受けられるよう、近隣市町村と地域における課題の整理等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

本町では、仙南圏域の2市7町と協力し、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を 1か所、放課後等デイサービス事業所を1か所確保することを目標とします。

項目	数値目標	備考
重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所の確保	1 か所	各市町村に1か所以上(圏域での確保も可)(国)
重症心身障がい児を支援する放課 後等デイサービス事業所の確保	1 か所	各市町村に1か所以上(圏域での確保も可)(国)



4 医療的ケア児の支援

前回計画における数値目標と実績は次の通りです。

【前回計画の数値目標】

項目	数値目標	備考
医療的ケア児等のコーディネータ 一の配置	有	令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置(圏域での確保も可)(国)

【実績】

医療的ケア児等のコーディネータ	=	
一の配置	月	

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。病院を退院したあと、適切な生活支援を受けられない医療的ケア児は、主として家族の懸命なケアにより支えられているのが現状です。そのため、医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、医療的ケア児支援の協議の場の設置及び関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進することが国の基本指針とされています。

本町では、仙南圏域の2市7町と協力し、関連分野の支援を調整するコーディネーターを2人 配置しています。

項目	数値目標	備考
医療的ケア児等のコーディネータ 一の配置	有	令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置(圏域での確保も可)(国)
医療的ケア児に対する関連分野の 支援を調整するコーディネーター の配置人数	2人	令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置(圏域での確保も可)(国)



5 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の支援にあたっては、障害の早期発見、障がい者及びその家族等への早期支援が 重要です。保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応 ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムを実施します。

本町では、支援プログラムの受講者数及び実施者数等の目標を以下のとおり設定し、発達障がい者 及びその家族等への支援体制を強化していきます。

百口	数値目標			/ * *
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
ペアレントトレーニングやペア レントプログラム等の支援プロ グラム等の受講者数(保護者)	15人	15 人	15人	
ペアレントトレーニングやペア レントプログラム等の支援プロ グラム等の実施者数(支援者)	3人	3人	3人	
ペアレントメンターの人数	2人	2人	2人	
ピアサポートの活動への参加人 数	15人	15 人	15人	



第2章 障害児福祉計画の事業の展開

1 児童福祉法に基づく給付・事業

障害児福祉計画においては、児童福祉法に基づき、以下の障害児通所支援、障害児相談支援を実施します。

■障害児福祉計画のサービスメニュー

(参考)障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、地域生活支援事業及び相談支援には障がい児が利用できるものがあります。本町では以下のとおりです。

	サービス名
	居宅介護
○障害福祉	短期入所
サービス	同行援護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
	事業名
○地域生活	相談支援事業
支援事業	日常生活用具給付事業
	移動支援事業
○補装具	



2 障害児通所支援

障害児通所支援は、療育や訓練が必要な児童に対して身近な地域で必要な支援を行うサービスです。未就学児を対象とした「児童発達支援」、就学児が放課後や夏休み等に通う「放課後等デイサービス」、障がい児が通う保育所等を専門職員が訪問する「保育所等訪問支援」、外出が困難な障がい児の居宅を訪問して支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」があります。

なお、児童福祉法等の一部を改正する法律により、「医療型児童発達支援」は「児童発達支援」と一元化されることとなりました。

<サービス内容>

名 称	内 容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の 付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能 の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に、学校の放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活 能力の向上に必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	療育経験のある専門職員が保育所や小学校などを訪問し、子どもが集団 生活に適応できるよう支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の 障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を 対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指 導、知識技能の付与等の支援を行います。

【前回計画の実績】

	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
	=1.75	利用日数	45 人日分	50 人日分	55 人日分	延人日/月
旧辛桑特士福	計画	利用者数	6人	7人	8人	実人数/月
児童発達支援	中佳	利用日数	59 人日分	111 人日分	126 人日分	延人日/月
	実績	利用者数	9人	18 人	20 人	実人数/月
	-1	利用日数	0人日分	0人日分	20 人日分	延人日/月
医療型児童	計画	利用者数	0人	人0	1人	実人数/月
発達支援	実績	利用日数	0人日分	0人日分	0人日分	延人日/月
		利用者数	0人	0人	0人	実人数/月



	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
	11.55	利用日数	430 人日分	430 人日分	430 人日分	延人日/月
放課後等	計画	利用者数	35 人	35 人	35 人	実人数/月
デイサービス	中体	利用日数	636 人日分	683 人日分	750 人日分	延人日/月
	実績	利用者数	58 人	64 人	70 人	実人数/月
	ᆣᆂ	利用日数	0人日分	0人日分	20 人日分	延人日/月
保育所等	計画	利用者数	0人	0人	1人	実人数/月
訪問支援		利用日数	0人日分	0人日分	0人日分	延人日/月
	実績	利用者数	0人	0人	0人	実人数/月
	ᆣᆂ	利用日数	0人日分	0人日分	20 人日分	延人日/月
居宅訪問型	計画	利用者数	0人	0人	1人	実人数/月
児童発達支援	B童発達支援 実績	利用日数	0人日分	0人日分	0人日分	延人日/月
		利用者数	0人	0人	人0	実人数/月

[※]単位は1か月あたりの平均利用日数、平均利用者数。令和5年度は年間見込み

〈現状〉

児童発達支援は利用日数・利用者数ともに大きく増加しており、令和3年度の2倍程度となっています。

放課後等デイサービスの利用日数・利用者数は、令和3年度から令和4年度にかけて増加しており、 令和5年度の利用も増加する見込みです。



【第3期計画の事業量見込み】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
旧辛及法士控	利用日数	135 人日分	150 人日分	170 人日分	延人日/月
児童発達支援 	利用者数	22 人	25 人	28 人	実人数/月
サ悪後笠ごとせ ビフ	利用日数	815 人日分	850 人日分	880 人日分	延人日/月
放課後等デイサービス 	利用者数	74 人	77人	80人	実人数/月
伊 安	利用日数	0人日分	0人日分	20 人日分	延人日/月
保育所等訪問支援	利用者数	0人	0人	1人	実人数/月
尼克士明刊旧在水法士 拉	利用日数	0人日分	0人日分	20 人日分	延人日/月
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0人	人0	1人	実人数/月

〈提供体制の確保策〉

令和5年6月に児童発達支援及び放課後デイサービスのサービス提供事業所が1事業所ずつ開所されました。町内の児童発達支援事業所は2事業所となり、総定員数は30人となっています。また、町内の放課後等デイサービスの提供事業所は4事業所となり、総定員数は40人となっています。

事業者・団体への調査結果では、発達障害の可能性のある児童の増加や低年齢化の状況が伺え、 今後も児童発達支援及び放課後デイサービスの利用者数の増加が見込まれることから、引き続きサー ビス提供事業者と連携し、既存施設でのサービスの提供体制を確保するとともに、新規事業所の確保 に努めます。

乳幼児から学校卒業までの期間に一貫した療育を受けられるよう、事業所、保育、教育等の関係機関と連携を図り、障がい児が身近な地域で安心して成長できる環境づくりに努めます。



3 障害児相談支援

障害児相談支援は、障がい児が児童発達支援・放課後等デイサービスなどの通所支援を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後は一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

<サービス内容>

名 称	対象者	内 容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用 するすべての障がい児	障害児通所支援の利用申請時の「障害児支援利用計画案」の作成、支給決定後の連絡調整、「障害児支援利用計画」の作成を行います。また、作成された「障害児支援利用計画」が適切かどうかモニタリング(検証)し、必要に応じて見直しを行います。

【前回計画の実績】

	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
障害児	計画	利用者数	15 人	16人	17人	実人数/月
相談支援	実績	利用者数	11 人	17人	20 人	実人数/月

[※]単位は1か月あたりの実利用者数。令和5年度は年間見込み

〈現状〉

障害児相談支援の利用者数は令和3年度から令和4年度にかけて増加しており、令和5年度も増加する見込みです。

【第3期計画の事業量見込み】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
障害児相談支援	利用者数	22 人	25 人	28 人	実人数/月

〈提供体制の確保策〉

令和5年6月より、町内に新たに1事業所が開所となり、町内のサービス提供事業所は4事業所となっています。早期の療育につなげられるよう、事業所への働きかけを行うとともに、障がい児一人ひとりの特性に合わせたきめ細かいケアマネジメントを図るため、事業所、医療、保育、教育等の関係機関との連携に努めます。



資料編





1 アンケート調査結果

(1)調査概要

①調査の目的

本計画の策定にあたり、障がいのある方の生活の様子や将来の希望、障害福祉サービスの利用ニーズのほか、障害福祉に携わる団体や事業者から見た柴田町の現状や課題等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、アンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

②障がいのある方へのアンケート調査概要

◆調査設計

調査対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
調査対象の	・18歳未満の方:全数調査
抽出方法	・18歳以上の方:障害福祉サービス等を利用している方から無作為抽出
調査方法	郵送による配付・回収
調査期間	令和5年5月17日~令和5年6月2日
企画実施	柴田町福祉課障害福祉班
集計・分析	株式会社サーベイリサーチセンター東北事務所

◆回収結果

	対象者数	回収数	有効回収数	有効回収率
身体障がい者・知的障がい者・ 精神障がい者	1,000人	367 人	367 人	36.7%

◆回答者の属性(調査票記入者・調査対象者の年齢)

上段:件数 下段:%	調査数	(代筆を含む)	ご家族	サービス提供者等施設職員・	その他	無回答
全体	367	231	119	1	3	13
	100.0	62.9	32.4	0.3	0.8	3.5
 身体障害者手帳	166	119	40	1	1	5
AT LE CAPA IC	100.0	71.7	24.1	0.6	0.6	3.0
 療育手帳	125	48	73	-	2	2
IN H J TX	100.0	38.4	58.4	-	1.6	1.6
精神障害者保健福祉手帳	85	70	13	-	-	2
() 一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	100.0	82.4	15.3	-	-	2.4

18歳以下	19~39歳	40~64歳	65歳以上	無回答
63	80	182	35	7
17.2	21.8	49.6	9.5	1.9
19	20	105	22	-
11.4	12.0	63.3	13.3	-
38	44	36	3	4
30.4	35.2	28.8	2.4	3.2
5	21	52	7	-
5.9	24.7	61.2	8.2	_



③事業者・関係団体へのアンケート調査及びヒアリング調査概要

◆アンケート調査回収結果

	対象数	回収数	有効回収数	有効回収率
事業者	12 事業者	10 事業者	10 事業者	83.3%
団体	10 団体	9団体	9団体	90.0%

◆ヒアリング調査対象事業者・団体

	名称	日時	
	株式会社アスム療育・研修センター	令和5年6月14日(水)	9:30~10:30
事	株式会社ほっとファーム	令和5年6月16日(金)	9:30~10:30
事業者	社会福祉法人 福寿会 障害者支援施設 旭園	令和5年6月16日(金)	10:50~11:50
	SOMPO ケア株式会社 (訪問介護柴田)	令和5年6月19日(月)	10:50~11:50
	柴田朗読ボランティア「結」	令和5年6月14日(水)	10:50~11:50
団	柴田視覚障がい者福祉協会「四季さくら」	令和5年6月14日(水)	13:30~14:30
体	はらから会	令和5年6月14日(水)	14:50~15:50
	柴田手話サークル	令和5年6月19日(月)	9:30~10:30

④調査結果の見方

- ・調査数 (n=Number of cases) とは、回答者総数あるいは分類別の回答者数のことである
- ・回答の構成比は百分率であらわし、小数点第2位を四捨五入して算出している
- ・単一選択式の質問においては、四捨五入により回答比率を合計しても 100.0%にならないことがある
- ・回答者が2つ以上の回答をすることができる多肢選択式の質問においては、すべての選択肢の比率を合計すると100.0%を超える
- ・調査票における設問及び選択肢の語句等を一部簡略化している場合がある



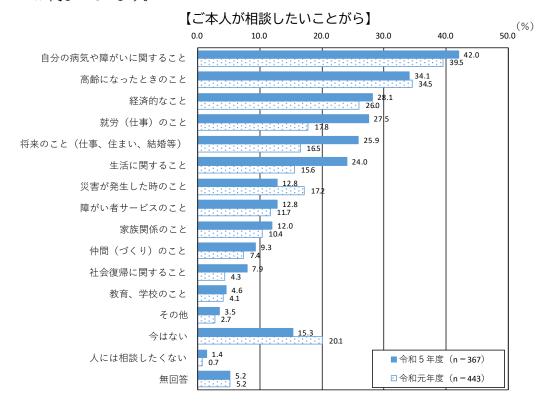
(2)調査結果

①ご本人が相談したいことがらについて

障がいのある方への調査結果では、ご本人が相談したいことがらについて、「自分の病気や障がいに関すること」が42.0%と最も多く、次いで「高齢になったときのこと」(34.1%)、「経済的なこと」(28.1%)となっています。

手帳の種類別にみると、身体と精神では「自分の病気や障がいに関すること」が最も多く、療育では 「高齢になったときのこと」が多くなっています。

前回の調査結果と比較すると、「就労(仕事)のこと」が9.7ポイント増、「将来のこと(仕事、住まい、結婚等)が9.4ポイント増、「生活に関すること」が8.4ポイント増となっており、就労・将来・生活に関する相談のニーズが高まっています。



【ご本人が相談したいことがら(手帳の種類別)】

	n=	関すること自分の病気や障がいに	と 高齢になっ たときのこ	経済的なこと	就労(仕事)のこと	まい、結婚等)将来のこと(仕事、住	生活に関すること	と変素が発生した時のこ	とがい者サービスのこ	家族関係のこと	仲間(づくり)のこと	社会復帰に関すること	教育、学校のこと	その他	今はない	人には相談したくない	無回答
全 体	367	42.0	34.1	28.1	27.5	25.9	24.0	12.8	12.8	12.0	9.3	7.9	4.6	3.5	15.3	1.4	5.2
身体障害者手帳	166	46.4	38.6	23.5	27.7	21.1	21.7	12.7	17.5	10.2	5.4	6.6	3.6	4.2	13.9	0.6	2.4
療育手帳	125	26.4	32.8	20.0	25.6	27.2	24.0	12.0	14.4	9.6	12.0	1.6	8.0	4.8	19.2	1.6	6.4
精神障害者保健福祉手帳	85	61.2	35.3	48.2	35.3	34.1	36.5	17.6	11.8	20.0	16.5	21.2	3.5	3.5	5.9	2.4	1.2



(%)

②介護者が考える今後心配になることについて

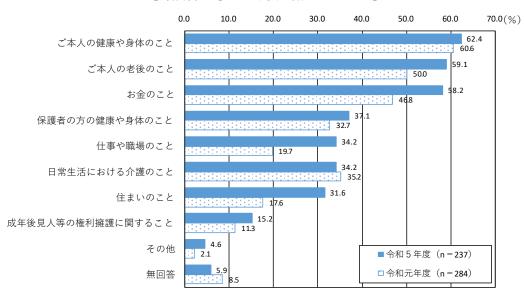
障がいのある方への調査結果では、介護者が考える今後心配になることについて、「ご本人の健康や身体のこと」が 62.4%と最も多く、次いで「ご本人の老後のこと」(59.1%)、「お金のこと」(58.2%)となっています。

手帳の種類別にみると、身体では「ご本人の健康や身体のこと」、療育では「ご本人の老後のこと」、 精神では「お金のこと」が多くなっています。

前回の調査結果と比較すると、「仕事や職場のこと」が 14.5 ポイント増、「住まいのこと」が 14.0 ポイント増、「お金のこと」が 11.4 ポイント増となっています。また、「ご本人の老後のこと」も 9.1 ポイント増となっており、住居や金銭面、将来介助できなくなった際の不安が大きいことが伺えます。

事業者・団体への調査結果では、「親亡き後、障がいのある方が、生活スキルのないまま一人暮らしになってしまうケースが顕在化している」「施設に通う利用者の年齢が、40代、50代が中心になっている。その方々の親が元気なうちは良いが、将来親が亡くなり、当事者が1人だけになってしまった場合に生じる暮らしの不安を、低減できるようなサービスを充実させる必要がある」などの意見が挙げられています。

【介護者が考える今後心配になること】



【介護者が考える今後心配になること(手帳の種類別)】

(%) こ保と護 ŧ σ ・ること 人の 人の老 者の のこと 職場 健康や身体の 方の n= 健康や の の 権利 こと 62.4 59.1 37.1 34.2 237 58.2 34.2 31.6 15.2 全 体 4.6 5.9 身体障害者手帳 52.0 30.0 100 56.0 36.0 27.0 11.0 65.4 56.7 37.5 37.5 25.0 療育手帳 59.6 44.2 38.5 4.8 104 4.8 精神障害者保健福祉手帳 48 68.8 35.4 35.4 25.0 35.4 10.4



③ご本人の就労意欲・必要な就労支援について

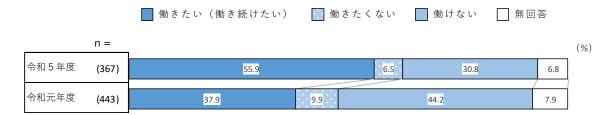
障がいのある方への調査結果では、ご本人の就労意欲について、「働きたい(働き続けたい)」が55.9%、「働きたくない」が6.5%、「働けない」が30.8%となっています。

必要な就労支援については、「障がいのある方に対する事業主や職場の仲間の理解」が70.6%と最も多く、次いで「障がいのある方に配慮した就労条件や勤務体制」(62.1%)、「生活できる給料」(60.5%)となっています。

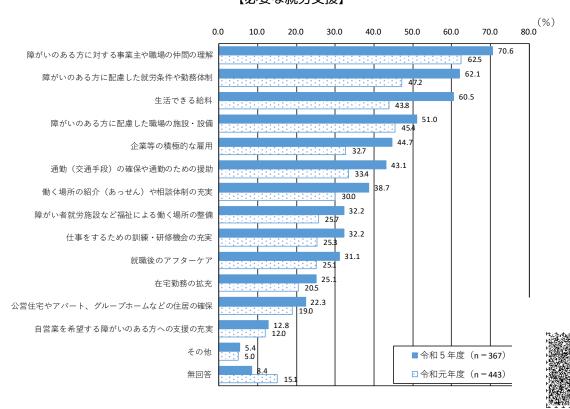
前回の調査結果と比較すると、ご本人の就労意欲では「働きたい(働き続けたい)」が18.0ポイント増となっています。必要な就労支援では「生活できる給料」が16.7ポイント増、「障がいのある方に配慮した就労条件や勤務体制」が14.9ポイント増となっています。また、「企業等の積極的な雇用」も12.0ポイント増となっており、就労意欲の高まりに伴い、企業等における雇用や生活できる給与、障がいのある方に配慮した就労条件・勤務体制へのニーズの高まりが伺えます。

事業者・団体への調査結果では、「障がい者雇用の受入は増えてきているが、雇用する側における理解の不足により、退職に繋がっているケースも耳にする。企業に対して、障がい者について知ってもらうことが必要である」「就労定着支援を行う施設が仙南圏域にはかなり少ない。就職した後の定着支援も必要である」などの意見が挙げられています。

【ご本人の就労意欲】



【必要な就労支援】



④平日の日中の過ごし方・外出頻度について

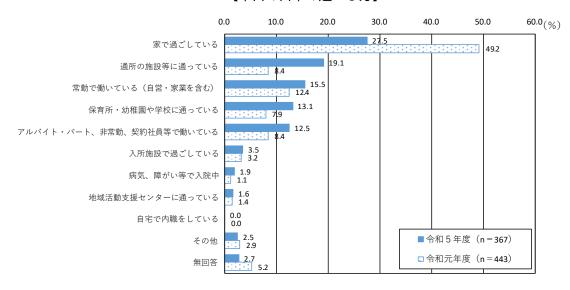
障がいのある方への調査結果では、平日の日中の過ごし方について、「家で過ごしている」が 27.5%と最も多く、次いで「通所の施設等に通っている」(19.1%)、「常勤で働いている(自営・家業を含む)」(15.5%)となっています。

外出頻度については、「ほぼ毎日」が52.6%と、全体の半数以上となっています。

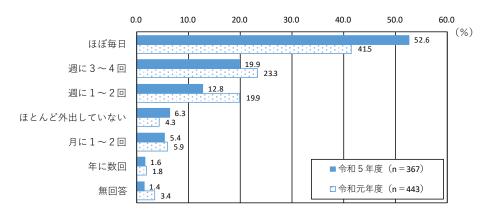
前回の調査結果と比較すると、「家で過ごしている」が21.7ポイント減となっている一方、その他の項目はほぼすべての項目で前回調査より増となっており、特に「通所の施設等に通っている」は10.7ポイント増となっています。また外出頻度においても「ほぼ毎日」が11.1ポイント増となっており、自宅以外での日中の過ごし場所が増えていることや外出のニーズが高まっていることが伺えます。

一方で、事業者・団体への調査結果では、「グループホーム・自宅問わず、当事者には出かけるための足がない。タクシーとはいかないまでも、車などによる障がい者の交通手段がもう少し充実したら良いと思う。ボランティアによる送迎にも限度があり、送迎中に事故があった場合の補償の問題もある」「公共交通機関の利用経験がなく、電車やバスの利用が不安な方への支援も必要」などの意見が挙げられています。

【平日の日中の過ごし方】



【外出頻度】





⑤障がいのある方の社会参加への理解度や差別の有無について

障がいのある方への調査結果では、障がいのある方の社会参加への理解度について、「理解が深まってきていると思う」が9.5%、「どちらともいえない」が33.5%、「理解が深まっているとは思わない」が30.0%、「わからない」が22.3%となっています。

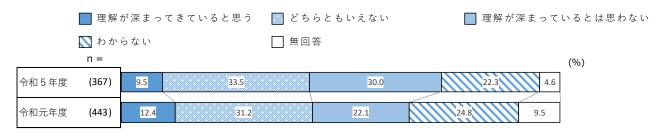
前回の調査結果と比較すると、「理解が深まっているとは思わない」が7.9ポイント増、「理解が深まってきていると思う」が2.9ポイント減となっており、障がいのある方への理解が深まっていないと感じている方が多くなっています。

差別や嫌な思いをした経験の有無について、「ある」と「少しある」を合わせた『ある』が57.8%と半数以上を占めています。

差別や嫌な思いをした場所については、「外出中・外での人の視線」「学校・仕事場」がともに47.2%と最も多く、次いで「病院などの医療機関」(24.1%)、「仕事を探すとき」(23.1%)となっています。

事業者・団体への調査結果では、「障害を知る機会がないと、当事者が置かれている状況に立ち入ることはできない。 障がいのある方を思う気持ちはあっても、気持ちを行動で表せないことがたくさん出てくるだろう」「障がいのある方に対する地域での支援を広めていくことを考えた際に、周知を進めることが非常に重要になると思う」などの意見が挙げられています。

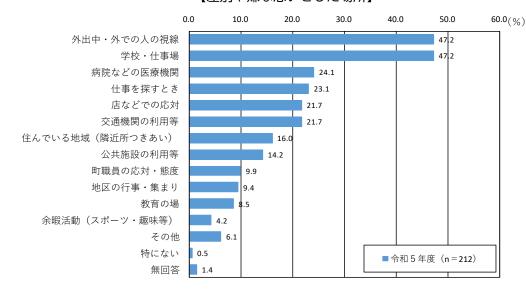
【障がいのある方の社会参加への理解度】



【差別や嫌な思いをした経験の有無】



【差別や嫌な思いをした場所】





⑥医療的ケアの有無や現在受けている医療的ケアについて

障がいのある方への調査結果では、医療的ケアの有無について、「受けている」が24.3%、「受けていない」が64.6%となっています。

現在受けている医療的ケアについて、「服薬管理」が55.1%と半数以上を占めており、次いで「透析」 (13.5%)、「胃ろう・腸ろう」「吸引」(ともに9.0%)となっています。

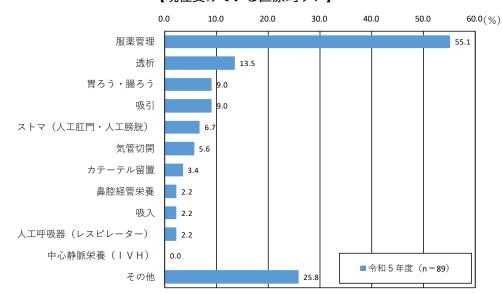
手帳の種類別にみると、全ての手帳種類において「服薬管理」が最も多くなっています。また身体では「透析」、療育では「吸引」も多くなっています。

事業者・団体への調査結果では、「医療的ケア児の家族から『通える場所がない』という声が非常に 多く聞こえてくる。医療的ケアを行える施設があれば、利用者や家族は安心できると思う」などの意見が 挙げられています。

【医療的ケアの有無】



【現在受けている医療的ケア】



【現在受けている医療的ケア(手帳の種類別)】

														(%)
	n=	服薬管理	透析	胃ろう・腸ろう	吸引	胱) ストマ (人工肛門・人工膀	気管切開	カテーテル留置	鼻腔経管栄養	吸入	ター) 人工呼吸器 (レスピレー	中心静脈栄養(IVH)	その他	
全 体	89	55.1	13.5	9.0	9.0	6.7	5.6	3.4	2.2	2.2	2.2	-	25.8	
身体障害者手帳	51	37.3	23.5	9.8	13.7	11.8	7.8	5.9	3.9	3.9	2.0	-	31.4	
療育手帳	15	46.7	-	13.3	26.7	-	13.3	6.7	6.7	6.7	-	-	26.7	
精神障害者保健福祉手帳	28	78.6	1	7.1	-	-	1	1	-	1	-	-	25.0	



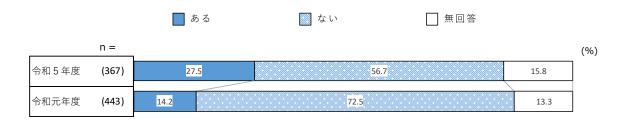
⑦発達障害の有無・発達障害の種別について

障がいのある方への調査結果では、発達障害の有無について、「ある」が27.5%、「ない」が56.7% となっています。

手帳の種類別にみると、療育では「ある」が多くなっています。

前回の調査結果と比較すると、「ある」が13.3ポイント増となっています。

【発達障害の有無】



【発達障害の有無(手帳の種類別)】

(%) 全 体 27.5 367 身体障害者手帳 166 13.9 80.1 22.4 療育手帳 125 58.4 19.2 精神障害者保健福祉手帳 85 17.6 60.0 22.4



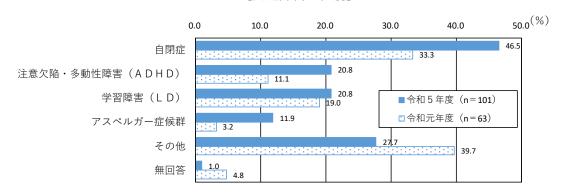
発達障害の種別については、「自閉症」が46.5%と最も多く、次いで「注意欠陥・多動性障害(ADH D)」「学習障害(LD)」(ともに20.8%)となっています。

手帳の種類別にみると、療育と精神では「自閉症」が多くなっています。

前回の調査結果と比較すると、「自閉症」が13.2ポイント増、「注意欠陥・多動性障害(ADHD)」が9.7ポイント増、「アスペルガー症候群」が8.7ポイント増となっています。

事業者・団体への調査結果では、「発達障害の可能性のある子どもたちが非常に増えてきているが、 宮城県には専門的に対応する施設や療育機関が少ない」「柴田町は、医療機関が少ない地域であるため、子どもの発達に関して心配がある場合、かかりつけの小児科医から中核病院の発達外来の紹介を 受けるしか選択肢がない。子どもに発達障害の可能性があると診断された際に、カバーする受け皿が ない。その際に、中核的な機関があれば、県全体の動きも見ながら、対応を進められるので、家族の安 心感が違うのではないか」などの意見が挙げられています。

【発達障害の種別】



【発達障害の種別(手帳の種類別)】

								(%)
	n=	自閉症	D) 注意欠陥・多動性障害(ADH	学習障害(LD)	アスペルガー症候群	その他	無回答	
全 体	101	46.5	20.8	20.8	11.9	27.7	1.0	
身体障害者手帳	23	13.0	8.7	21.7	17.4	52.2	-	
療育手帳	73	49.3	17.8	23.3	5.5	32.9	1.4	
精神障害者保健福祉手帳	15	46.7	20.0	6.7	26.7	26.7	-	



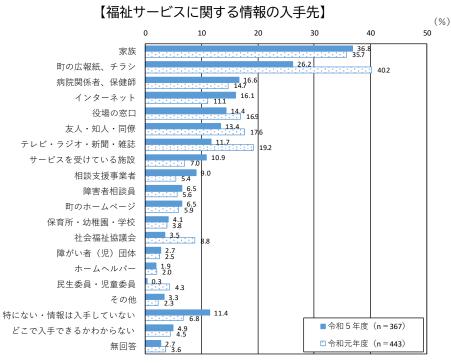
⑧福祉サービスに関する情報の入手先やサービス利用時に困ったことについて

障がいのある方への調査結果では、福祉サービスに関する情報の入手先について、「家族」が36.8%と最も多く、次いで「町の広報紙・チラシ」(26.2%)、「病院関係者、保健師」(16.6%)となっています。

手帳の種類別にみると、全ての手帳種類において「家族」が最も多くなっています。また身体では「町の広報紙・チラシ」、精神では「病院関係者、保健師」も多くなっています。

前回の調査結果と比較すると、「町の広報紙・チラシ」が14.0ポイント減、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が7.5ポイント減となっている一方、「インターネット」が5.0ポイント増となっています。

事業者・団体への調査結果では、「当事者への情報発信では、当事者の家族の理解が何よりも大切」 「情報を送る際は、点字の文書や音声を収録したCDなど、当事者にあった媒体で送る必要がある」など の意見が挙げられています。



【福祉サービスに関する情報の入手先(手帳の種類別)】

			11	温 征	ワー	ヒス	に段] 9 6	が有権	坂の)	人于	尤 (于账	が	段)	iリ <i>)</i> 。	l					(%
	n=	家族	町の広報紙、チラシ	病院関係者、保健師	インターネット	役場の窓口	友人・知人・同僚	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	サービスを受けている施設	相談支援事業者	障害者相談員	町のホームページ	保育所・幼稚園・学校	社会福祉協議会	障がい者(児)団体	ホームヘルパー	民生委員・児童委員	その他	い特にない・情報は入手していな	どこで入手できるかわからない	無回答	
全 体	367	36.8	26.2	16.6	16.1	14.4	13.4	11.7	10.9	9.0	6.5	6.5	4.1	3.5	2.7	1.9	0.3	3.3	11.4	4.9	2.7	
身体障害者手帳	166	33.1	31.3	16.9	17.5	13.9	15.1	14.5	11.4	8.4	5.4	9.6	3.0	4.2	3.0	3.0	0.6	3.0	13.9	3.6	2.4	
療育手帳	125	47.2	23.2	6.4	8.0	9.6	16.0	11.2	15.2	15.2	11.2	4.8	9.6	2.4	3.2	-	-	1.6	9.6	7.2	1.6	
精神障害者保健福祉手帳	85	31.8	22.4	29.4	24.7	23.5	12.9	9.4	7.1	9.4	8.2	7.1	-	3.5	1.2	2.4	-	7.1	11.8	2.4	1.2	



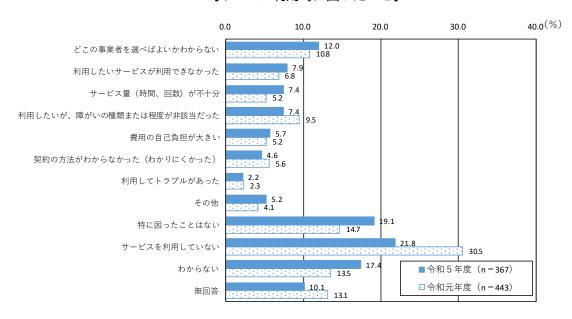
障がいのある方への調査結果では、サービス利用時に困ったことについては、「どこの事業者を選べばよいかわからない」が12.0%と最も多く、次いで「利用したいサービスが利用できなかった」(7.9%)、「サービス量(時間、回数)が不十分」「利用したいが、障がいの種類または程度が非該当だった」(ともに7.4%)となっています。

手帳の種類別にみると、全ての手帳種類において「どこの事業者を選べばよいかわからない」が多くなっています。また療育では「利用したいサービスが利用できなかった」「サービス量(時間、回数)が不十分」も多くなっています。

前回の調査結果と比較すると、「どこの事業者を選べばよいかわからない」が前回と同様に1割以上となっています。

事業者・団体への調査結果では、「サービス資源の少なさが課題である」「障がいを抱える方一人一人に異なるニーズがあるため、個別対応ができるような支援体制と環境整備が重要である」などの意見が挙げられています。

【サービス利用時に困ったこと】



【サービス利用時に困ったこと(手帳の種類別)】

(%) か利っ用 か約にの に困っ なこいの 程用度し 用 の から 回答 たじ ビスを 方法がな ス 量 がた な 自己負担が たこと 非い 該が 利用 時 たわ 当 選 ゴ だ 障 っが ル からなかっ n= があ べば たい よい 数) の 種類 た わ 不十 っわ 12.0 7.4 19.1 7.9 7.4 4.6 2.2 5.2 21.8 17.4 10.1 全 体 367 5.7 身体障害者手帳 166 8.4 6.6 6.6 7.2 6.0 4.2 2.4 5.4 19.9 24.7 17.5 療育手帳 125 12.8 12.8 12.0 8.0 4.0 3.2 2.4 5.6 21.6 15.2 17.6 9.6 11.8 3.5 59 82 24 17.6 24.7 精神障害者保健福祉手帳 85 3 5 59 7.1 14.1 9.4



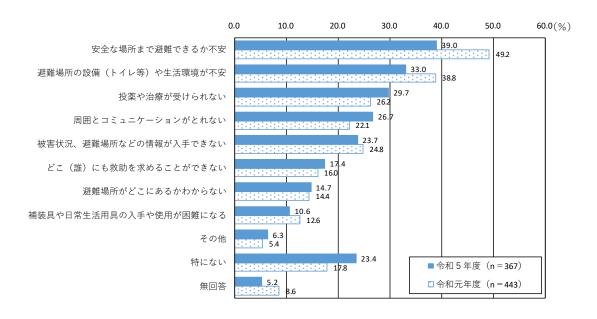
⑨災害時に不安なことや困ることについて

障がいのある方への調査結果では、災害時に不安なことや困ることについて、「安全な場所まで避難できるか不安」が39.0%と最も多く、次いで「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」(33.0%)、「投薬や治療が受けられない」(29.7%)となっています。

手帳の種類別にみると、身体と療育では「安全な場所まで避難できるか不安」が多く、精神では「投薬や治療が受けられない」が多くなっています。

前回の調査結果と比較すると、「安全な場所まで避難できるか不安」が10.2ポイント減、「避難場所の 設備(トイレ等)や生活環境が不安」が5.8ポイント減となっているものの、依然として、3割以上の回答 となっており、約3人に1人が不安に感じていることが伺えます。

【災害時に不安なことや困ること】



【災害時に不安なことや困ること(手帳の種類別)】

												(
	n=	か不安安全な場所まで避難できる	等)や生活環境が不安避難場所の設備(トイレ	投薬や治療が受けられない	がとれない 周囲とコミュニケーション	情報が入手できない被害状況、避難場所などの	ることができないどこ(誰)にも救助を求め	からない避難場所がどこにあるかわ	手や使用が困難になる補装具や日常生活用具の入	その他	特にない	無回答
全 体	367	39.0	33.0	29.7	26.7	23.7	17.4	14.7	10.6	6.3	23.4	5.2
身体障害者手帳	166	39.2	35.5	30.1	16.3	20.5	12.0	7.2	21.1	6.0	23.5	3.6
療育手帳	125	51.2	36.8	19.2	44.8	36.0	28.0	24.8	8.0	8.8	20.8	4.8
精神障害者保健福祉手帳	85	25.9	25.9	36.5	25.9	11.8	14.1	9.4	2.4	8.2	23.5	7.1



(0/)

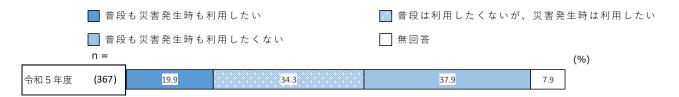
⑩ヘルプマーク・ヘルプカードについて

障がいのある方への調査結果では、ヘルプマーク・ヘルプカードの利用意向について、「普段も災害発生時も利用したい」が19.9%、「普段は利用したくないが、災害発生時は利用したい」が34.3%となっている一方、「普段も災害発生時も利用したくない」が37.9%となっています。

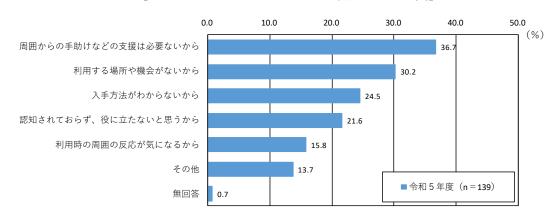
ヘルプマーク・ヘルプカードを利用しない理由については、「周囲からの手助けなどの支援は必要ないから」が36.7%と最も多く、次いで「利用する場所や機会がないから」(30.2%)、「入手方法がわからないから」(24.5%)となっています。手帳の種類別にみると、身体と精神では「周囲からの手助けなどの支援は必要ないから」、療育では「利用する場所や機会がないから」がそれぞれ多くなっています。

事業者・団体への調査結果では、「ヘルプマークを利用する方は、仙台方面では多くなってきたが、 地方ではあまり見かけない。ヘルプマークの利用の推進を進める必要がある」などの意見が挙げられて います。

【ヘルプマーク・ヘルプカードの利用意向】



【ヘルプマーク・ヘルプカードを利用しない理由】



【ヘルプマーク・ヘルプカードを利用しない理由(手帳の種類別)】

									(%)
	n=	援は必要ないから周囲からの手助けなどの支	から 利用する場所や機会がない	入手方法がわからないから	たないと思うから認知されておらず、役に立	なるから利用時の周囲の反応が気に	その他	無回答	
全 体	139	36.7	30.2	24.5	21.6	15.8	13.7	0.7	
身体障害者手帳	62	45.2	27.4	24.2	19.4	14.5	16.1	-	
療育手帳	36	25.0	38.9	16.7	16.7	11.1	19.4	2.8	
精神障害者保健福祉手帳	42	31.0	28.6	26.2	28.6	23.8	9.5	-	



⑪障がいのある方の地域での自立に重要と思うことについて

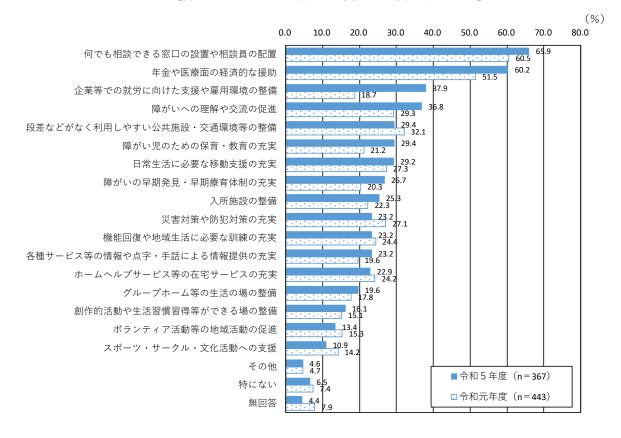
障がいのある方への調査結果では、障がいのある方の地域での自立に重要と思うことについて、「何でも相談できる窓口の設置や相談員の配置」が65.9%と最も多く、次いで「年金や医療面の経済的な援助」(60.2%)、「企業等での就労に向けた支援や雇用環境の整備」(37.9%)となっています。

手帳の種類別にみると、身体と療育では「何でも相談できる窓口の設置や相談員の配置」が多く、精神では「年金や医療面の経済的な援助」が多くなっています。

前回の調査結果と比較すると、「企業等での就労に向けた支援や雇用環境の整備」が19.2ポイント 増となっており、自立における就労の重要度が高まっていることが伺えます。

事業者・団体への調査結果では、「グループホームから出て、生活したいという声も聞くが、グループホームを出て生活をしていくためには、ある程度の貯蓄が必要であることや、食事をはじめ、身の回りのことに関する課題もある」などの意見が挙げられています。

【障がいのある方の地域での自立に重要と思うこと】





【障がいのある方の地域での自立に重要と思うこと(手帳の種類別)】

																						(%)
	n=	相談員の配置何でも相談できる窓口の設置や	年金や医療面の経済的な援助	雇用環境の整備企業等での就労に向けた支援や	障がいへの理解や交流の促進	共施設・交通環境等の整備段差などがなく利用しやすい公	充実 障がい児のための保育・教育の	実日常生活に必要な移動支援の充	制の充実にがいの早期発見・早期療育体	入所施設の整備	災害対策や防犯対策の充実	練の充実 機能回復や地域生活に必要な訓	による情報提供の充実各種サービス等の情報や点字・手話	サービスの充実ホームヘルプサービス等の在宅	整備 グループホーム等の生活の場の	できる場の整備 創作的活動や生活習慣習得等が	の促進ボランティア活動等の地域活動	への支援スポーツ・サークル・文化活動	その他	特にない	無回答	
全 体	367	65 .9	60.2	37.9	36.8	29.4	29.4	29.2	26.7	25.3	23.2	23.2	23.2	22.9	19.6	16.1	13.4	10.9	4.6	6.5	4.4	
身体障害者手帳	166	65.7	57.2	35.5	31.3	39.2	29.5	30.1	23.5	23.5	27.1	26.5	27.7	24.1	15.7	13.3	13.9	10.2	6.6	7.8	4.8	
療育手帳	125	67.2	56.0	32.0	42.4	24.8	31.2	35.2	31.2	33.6	21.6	22.4	20.0	25.6	28.8	18.4	15.2	13.6	5.6	8.8	2.4	
精神障害者保健福祉手帳	85	62.4	69.4	42.4	34.1	23.5	22.4	23.5	21.2	17.6	22.4	16.5	22.4	20.0	16.5	18.8	9.4	10.6	5.9	3.5	2.4	

②柴田町は暮らしやすいかについて

障がいのある方への調査結果では、柴田町は暮らしやすいかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた『思う』が50.1%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた『思わない』は29.4%となっています。

手帳の種類別にみると、療育と精神では『思う』がそれぞれ半数以上となっており、身体でも約半数となっています。

【柴田町は暮らしやすいか】



【柴田町は暮らしやすいか(手帳の種類別)】

								(%)
	n=	そう思う	どちらかといえばそう思う	ない どちらかといえばそう思わ	そう思わない	わからない	無回答	
全 体	367	15.0	35.1	16.3	13.1	17.2	3.3	
身体障害者手帳	166	14.5	32.5	16.9	15.1	18.1	3.0	
療育手帳	125	16.8	37.6	12.8	12.8	17.6	2.4	
精神障害者保健福祉手帳	85	15.3	36.5	15.3	12.9	16.5	3.5	



2 用語解説

あ行

【アクセシビリティ(あくせしびりてい)】

施設や設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさ。

【育成医療(いくせいいりょう)】

障害者総合支援法により、身体に障がいのある児童に対して生活能力を得るため必要な医療の給付を 行う制度。

【インクルーシブ教育システム(いんくるーしぶきょういくしすてむ)】

障害の有無及び程度に応じ、学びの場を分けるのではなく、同じ学びの場において共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的支援を必要とする子どもに最も的確な指導を行うことをめざす教育。

【インクルージョン (いんくるーじょん)】

英語表記では「inclusion」。条約第3条では「包容」と訳されている。

【ADHD(注意欠陥/多動性障害)

(えーでぃーえいちでぃー(ちゅういけっかん/たどうせいしょうがい))】

Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder の略。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす。障害は7歳より前に現れ、その状態が継続する。中枢神経になんらかの要因による機能不全があると推定される。

【LD(学習障害)(えるでぃー(がくしゅうしょうがい))】

Learning Disabilities 又は Learning Disorders の略。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因ではない。



か行

【強度行動障害 (きょうどこうどうしょうがい)】

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

【ケアマネジメント (けあまねじめんと)】

援助を必要としている人の社会生活上のニーズを充足させるために、その要援護者と適切な社会資源とを結び続ける手続き全般を指す。

【高次脳機能障害 (こうじのうきのうしょうがい)】

病気や事故などの種々の原因で脳が損傷されたために、脳の処理能力が衰え、思考・記憶・行為・言語などの障害や人格の変化、意欲の低下などの症状を伴い、正常な社会生活を営むことが困難な状態。

【更生医療(こうせいいりょう)】

身体障がい者の障害の軽減や除去をすることで、職業能力を増進し、社会生活を容易にするために必要とする医療費の給付を行う制度。

【合理的配慮(ごうりてきはいりょ)】

障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に 応じて発生する障害・困難さを取り除くための必要な配慮のこと。

さ行

【ストーマ (すとーま)】

なんらかの要因によって、肛門を切除したり、膀胱を摘出する治療を行った場合、その代わりを果たすものとしてお腹に作られた便や尿の出口(排せつ口)のこと。ストーマには、便を排せつする消化管ストーマと尿を排せつする尿路ストーマがある。



【成年後見制度 (せいねんこうけんせいど)】

判断能力が不十分な成年者(認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など)を保護・支援するため、代理人などを選任し、財産管理や身上監護(介護、施設への入退所などの生活について配慮すること)についての契約や遺産分割などの法律行為を代理人らが後見する民法上の制度。家庭裁判所が事案に応じて適切な保護者(成年後見人、保佐人、補助人)を選ぶ法定後見制度と、本人が前もって代理人(任意後見人)を選び、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理、身上監護などについての代理権を与える任意後見制度がある。

た行

【特別支援教育 (とくべつしえんきょういく)】

従来の特殊教育対象の障がいだけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握して持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服できるよう適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。

な行

【難病(なんびょう)】

発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病で、当該疾病にかかることに より長期にわたり療養を必要とするものをいう。

は行

【発達障害(はったつしょうがい)】

発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥 多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと して政令で定めるもの」と定義されている。

【バリアフリー(ばりあふりー)】

「障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを取り除く」という意味で、 もとは段差等の物理的障壁を取り除くという意味の建築用語。障がいのある人の社会参加を困難にして いる社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除くという意味でも用いられる。



【ピアカウンセリング(ぴあかうんせりんぐ)】

同じ障害をもつ人がカウンセラーとして相談を受けたり、様々な自立支援を行うこと。ピア(peer)は「仲間」という意味。

【ピアサポート (ぴあさぽーと)】

障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障がい者のための支援を 行うもの。

【福祉的就労 (ふくしてきしゅうろう)】

一般の就労が困難な障がいのある人が、福祉的配慮のもとに就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等で就労すること。

【福祉ホーム(ふくしほーむ)】

ある程度の自活能力があるが、家庭環境や住宅事情のため家族との同居や住居の確保が難しい障がいのある人に対し、低料金で居室や設備を提供する施設。日常生活に必要な便宜を図り、障がいのある人が自立した生活を営むことができることを目的としている。

【ペアレントトレーニング (ぺあれんととれーにんぐ)】

発達障がい児の親が子どもの行動を理解し、発達障害の特性を踏まえた褒め方や叱り方を学ぶための 支援。

【ペアレントプログラム (ぺあれんとぷろぐらむ)】

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所等)が効果的に支援できるよう開発されたグループプログラム。

【ペアレントメンター (ぺあれんとめんたー)】

発達障害のお子さんを育てた経験があり、一定の研修等を受けた保護者が「ペアレント・メンター」として、現在子育で中の保護者の話を聴いたり、自身の体験談を話したりする者。

【法定雇用率 (ほうていこようりつ)】

民間企業、公的機関等で障がいのある人を雇用しなければならない割合。



や行

【要約筆記者 (ようやくひっきしゃ)】

言語・聴覚障がい者のコミュニケーション手段の一つである筆記を用いて通訳を行う者。

ら行

【ライフステージ (らいふすてーじ)】

乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期など、人が生まれてから死に至るまでの様々な過程における生活史上の各段階をいう。

【リハビリテーション(のはびりてーしょん)】

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がいのある人の自立と社会参加をめざすという考え方。

【レスパイトケア (れすばいとけあ)】

家族等の介護・介助者が一時的に休息やリフレッシュを取ること。



3 柴田町障害者福祉計画等策定委員会設置要綱

平成26年9月8日 告示第95号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する計画(以下「柴田町障害者計画」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に規定する計画(以下「柴田町障害福祉計画」という。)並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20に規定する計画(以下「柴田町障害児福祉計画」という。)を策定するに当たって、幅広い関係者の意見を反映するために柴田町障害者福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 柴田町障害者計画の策定に関すること。
- (2) 柴田町障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) 柴田町障害児福祉計画の策定に関すること。
- (4) その他策定に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから必要の都度、町長が委嘱する。

- (1) 障害者及び障害者団体関係者
- (2)保健医療機関関係者
- (3)福祉関係者
- (4)教育機関関係者
- (5) 学識経験者
- (6) その他必要と認めた者
- 2 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

(任期)

第4条 委員の委嘱期間は、委嘱の日から計画策定終了日までとする。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 委員長は会務を総理し、委員会の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(関係者の出席要求)



第6条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第67号)

この告示は、平成29年9月1日から施行する。



4 柴田町障害者福祉計画等策定委員会委員

No.	分 野	氏 名	所 属	役職等		
1	障害者及び 障害者団体	松山 ちい子	柴田町身体障害者福祉協会	会長		
2	関係者	梶川 恒成	仙南地域自立支援協議会	労働部会部会長		
3	保健医療	大沼 健兒	柴田町医師団	団長		
4	機関関係者	機関関係者 一條 恵美 健康推進課		保健指導班長		
5		木島 基子	柴田町民生委員児童委員協議会	会長		
6	福祉関係者	我妻 時彦	社会福祉法人 はらから福祉会	働く研究所所長		
7	簡似	大宮 弘人	株式会社アスム療育・研修センター	代表取締役		
8		笠松 剛士	県南生活サポートセンター アサンテ	支援課長補佐兼相談支援専門員		
9	教育機関 関係者	島津 幸子	宮城県立船岡支援学校	特別支援教育コーディネーター		
10	学識経験者	関矢 貴秋	仙台大学	教授 IR 部長		



5 計画策定の経緯

年 月 日	内 容	備考
令和5年5月17日 ~6月2日	障がい者(児)本人・家族へのアンケート調査の実施 関係団体等へのアンケート調査の実施	
令和5年6月14日~19日	関係団体等へのヒアリング調査の実施	
令和5年7月26日	第1回策定委員会 ・委員の委嘱 ・計画策定概要の説明・承認 ・アンケート調査結果及びヒアリング調査結果の説明・承認	
令和5年9月27日	第2回策定委員会 ・計画骨子案の説明・承認 ・各サービスの実績と課題及び見込み量の説明・承認	
令和5年11月22日	第3回策定委員会 ・計画素案の説明・承認	
令和5年12月15日 ~令和6年1月16日	パブリックコメントの実施 ・計画素案に対し町民から意見を募るパブリックコメントを実施	意見提出4名



6 障害者団体一覧

団体名	区別	内容
柴田町身体障害者福祉協会	当事者	身体障がいを持っている方の当事者 会です。総会や研修会を通して会員 同士の交流を深めています。
柴田視覚障がい者福祉協会「四季さくら」	当事者・家族・支援者	視覚障がい者や支援者でつくる団体です。交流会を定期的に開催するほか、目が不自由でも暮らしやすい町づくりを目指して、行政へ働きかけを行います。
むつみ学園親の会	家族	むつみ学園に通う親の会です。行事 や研修会を通して親同士の情報交換 を行っています。
伊達なパパの会	家族	障害や発達に気がかりのある子ども を育てているパパ達の集まりです。 近況報告や情報交換を行っていま す。
はらから会	当事者・家族・支援者	障がい者とその家族の権利を守り、 生活の向上を目的として活動してい る団体です。研修会や交流活動など を行っています。
ふれあい手話サークル	当事者・支援者	聴覚障がい者と健聴者が手話について共に学び、イベント参加や講師として手話を広めるボランティア活動を行っています。
柴田手話サークル	当事者・支援者	聴覚に障がいを持つ人、持たない人 が集まり、手話を学びながら交流を しています。
柴田町点訳サークル「ほたる」	支援者	点訳を行うボランティアサークルです。お知らせ版や図書の点訳を行っています。興味のある方は体験可能です。
柴田朗読ボランティア「結」	当事者・支援者	視覚障がいの方へ、町の広報紙や社協だよりなどを音訳し、配布する活動のほか、読み聞かせを行うボランティア団体です。
柴田町桜会	家族	精神障がい者の家族会です。家族会 を開催し、会員の交流や研修会など を行っています。
しらさぎ会	当事者	精神障がい者の当事者会です。会員 同士の交流と社会参加を目的とした 行事を行っています。

出典:福祉課(令和5年12月現在)



7 柴田町内障害者(児)施設一覧

障害福祉	+1:-=1.47	āC /. ↓₩	対	象障が	対象者		
サービス名	施設名	所在地	身体	知的	精神	者	児
居宅介護	SOMPOケア 柴田 訪問介護	船岡南	0	0		0	
重度訪問介護	SOMPOケア 柴田 訪問介護	船岡南	0			0	
生活介護	多機能型事業所 旭園	本船迫		0	0	0	
土冶月铵	障害者支援施設 旭園	本船迫		0	0	0	
	多機能型地域ケアホームふなおか	北船岡	0	0		0	0
短期入所	障害者支援施設旭園	本船迫		0		0	0
	ショートステイかすみ草	船岡	0	0	0	0	0
施設入所支援	障害者支援施設旭園	本船迫		0		0	
就労移行支援	ほっとハート柴田	槻木白幡	0	0	0	0	
	ほっとファーム柴田	槻木上町	0	0	0	0	
就労継続支援	ibis café 槻木店	槻木新町	0	0	0	0	
A型	ibis café 船岡店	船岡中央	0	0	0	0	
	こうのとり茶寮	槻木白幡	0	0	0	0	
	多機能型事業所旭園	本船迫		0		0	
 就労継続支援	くりえいと柴田	船迫		0		0	
ルカルが文版 B型	障がい者就労支援事業所かけはし	槻木白幡	0	0	0	0	
D空 D空	ほっとハート柴田	槻木白幡	0	0	0	0	
	ほっとハート槻木	槻木白幡	0	0	0	0	
	柴田ホーム	船岡		0		0	
	レインボー柴田	上名生		0		0	
	たてやまホーム	船岡西		0	0	0	
	新小路ホーム	船岡西		0	0	0	
	グループホームふなおか	槻木上町		0		0	
共同生活援助	柴田はらからの家	東船迫		0	0	0	
	新栄はらからの家	東船迫		0	0	0	
	槻木はらからの家	東船迫		0	0	0	
	さくら荘	北船岡			0	0	
	第二さくら荘	北船岡			0	0	
	グループホーム多機能型地域ケアホームつきのき	槻木上町		0		0	



障害福祉	施設名	所在地	対	象障が	対象者		
サービス名	施設在	別1生地	身体	知的	精神	者	児
児童発達支援	柴田町障害児通園施設むつみ学園	富沢	0	0	0		0
九里尤连又16	ヒトツナ船岡教室	本船迫	0	0	0		0
放課後等デイサービス	バンビ・アイランド船岡	船岡	0	0	0		0
	ほっとルーム槻木	槻木白幡	0	0	0		0
	ほっとルーム船岡	船岡中央	0	0	0		0
	ほっとルーム柴田	槻木白幡	0	0	0		0
	はらから地域生活支援センター	船岡中央	0	0	0	0	0
計画相談支援・ 障害児相談支	ほっとプラン	槻木上町	0	0	0	0	0
障告元怕談文 援	相談支援事業所かすみ草	船岡土手内	0	0	0	0	0
	ほっとサポート	槻木白幡	0	0	0	0	0
地域移行支援・ 地域定着支援	相談支援事業所かすみ草	船岡土手内	0	0	0	0	
地域活動支援	柴田町地域活動支援センターもみのき	槻木西		0		0	
センター	柴田町地域活動支援センターしらさぎ	船岡中央			0	0	

出典:福祉課(令和5年12月現在)



第7期柴田町障害福祉計画 第3期柴田町障害児福祉計画

発行日:令和6年3月

編集・発行:柴田町福祉課

〒989-1692

宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3番45号

TEL: 0224-55-5010 FAX: 0224-55-4172

Email:welfare@town.shibata.miyagi.jp

